

愛媛県信用保証協会レポート

2025 disclosure



愛媛県信用保証協会
EHIME GUARANTEE

ごあいさつ



愛媛県信用保証協会の業務運営につきましては、平素より格別のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年度も事業実績や経営計画など当協会の業務内容を幅広く皆様にお知らせするため、ディスクロージャー誌を作成いたしました。本誌を通じて、協会の業務についてご理解を深めていただきますとともに、有効にご活用いただければ幸いに存じます。

令和6年度の県内経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進み、個人消費やインバウンドの持ち直しもあり緩やかに回復する一方で、円安の進行や国際情勢の不安定化に起因する原材料費の上昇などによる物価高騰が、企業収益に影響を与えました。

そのような中、当協会では、中小企業者等の金融円滑化のため「伴走支援型特別保証」と「愛媛県緊急経済対策特別支援資金（伴走支援枠）」の利用促進に加え、当協会独自商品「財務体質強靱化保証」の利用限度額を拡充するなど積極的な資金繰り支援に努めた結果、令和6年度末における保証債務残高は3,384億円となり、ほぼ前年度末残高を維持することができました。

併せて、未だ業績回復に至っていない中小企業者等の収益力強化に特化した経営支援体制の充実を図るため、国の補助事業である経営支援強化促進事業を活用した支援メニューの追加や中小企業診断士をはじめ派遣する専門家の増員に取り組みました。その結果、同事業を活用した支援実績は前年度を大幅に上回る42件の実施に至りました。

一方で、令和6年度の代位弁済は件数・金額共に前年度より増加しておりますが、コロナ禍で過剰債務を抱えた保証利用先が収益回復に至らず倒産するケースが散見され、今後も予断を許さない状況が続くと見込まれます。

令和7年度の県内経済の先行きは、物価高、人手不足、賃上げに加え、利上げや米国の関税措置等により一段と不透明感を増しています。当協会としましては、中小企業者等の経営課題が多様化する中、金融機関や県内各自治体、各支援機関と連携のうえ、主体的に経営者の皆様に寄り添いながら、資金繰り支援のみならず、その実情に応じた経営支援等を通じて県内中小企業の成長、ひいては地域経済の持続的発展に貢献してまいりたいと考えております。

皆様には、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年6月

愛媛県信用保証協会 会長 **田中 英樹**



目次 contents

信用保証協会の目的と概要

| | |
|--------------------------|---|
| 目的、基本理念、シンボルマーク | 2 |
| プロフィール、沿革、根拠法律と主務大臣 | 3 |
| 信用補完制度について、地方公共団体と当協会の関係 | 4 |
| 信用補完制度のしくみ | 5 |

当協会の業務について

| | |
|--------------------|----|
| 保証をご利用いただける方、保証の内容 | 6 |
| 信用保証業務の流れ | 8 |
| 責任共有制度について | 9 |
| 信用保証料について | 10 |
| 創業支援の取組について | 11 |
| 経営支援・再生支援の取組について | 13 |
| 広報活動について | 16 |

令和6年度事業報告

| | |
|--|----|
| 事業概況 | 18 |
| 信用保証実績 | 20 |
| 経営者保証に関するガイドラインについて | 22 |
| 貸付条件変更の取組について、 セーフティネット保証の取組について、相談窓口について | 23 |
| 令和6年度トピックス | 24 |

令和7年度経営計画

| | |
|-----------|----|
| 令和7年度経営計画 | 26 |
|-----------|----|

令和6年度財務報告

| | |
|----------------------|----|
| 貸借対照表、令和6年度貸借対照表（図解） | 28 |
| 収支計算書、令和6年度収支計算書（図解） | 30 |
| 財産目録 | 32 |
| 基本財産 | 33 |

コンプライアンスと個人情報の取扱い

| | |
|------------|----|
| コンプライアンス態勢 | 34 |
| 個人情報保護への取組 | 36 |

役員構成・組織図・ネットワーク

| | |
|--------|----|
| 役員構成 | 38 |
| 組織図 | 39 |
| ネットワーク | 40 |

目的

愛媛県信用保証協会は、中小企業者が事業に必要な資金を借り入れる際、その公的な保証人となり、事業の健全な発展を支援することを目的とした「信用保証協会法」に基づく法人です。

中小企業の振興と地域経済の活力ある発展を目指して

中小企業のために

日本の産業社会において、事業所数の大半を占めている中小企業は経済活力の源泉であり、雇用を支え、地域経済の活性化に貢献する極めて重要な存在です。

愛媛県信用保証協会は「信用保証協会法」に基づき設立された公的機関として、金融上の強力な「保証人」となって、中小企業と金融機関を結ぶ「架け橋」の役割を果たしています。

金融機関とともに

信用保証協会は中小企業の潜在的成長力を発掘し、その信用力を保証する公的機関です。信用保証協会は直接融資を実行する機関ではありませんが、金融機関に対してリスクを回避して融資する道を開きます。信用保証協会と金融機関は一体となって、中小企業の活力を創造していきます。

基本理念

信用保証協会は、

- ① 事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対して、
- ② 公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、
- ③ 相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、
- ④ もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する。

シンボルマーク



愛媛県信用保証協会
EHIME GUARANTEE

当協会のシンボルマークは、金融機関と一体となって、事業者をサポートしていく「愛媛県信用保証協会」の姿を、EHIME GUARANTEEの「E」と「G」を中心に合わせたフォルムで現したものです。愛媛のイメージカラーであるオレンジの濃淡で構成された優しいカタチのマークは、ハート型の笑顔にも見え、金融機関や事業者との、良好で強力な信頼関係をアピールしたものです。

| | |
|-------------|--|
| 設 立 | 昭和24年4月30日 |
| 人 格 | 信用保証協会法に基づく特殊法人 |
| 目 的 | 中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図る。(定款第1条) |
| 基 本 財 産 | 148億9,256万円 |
| 保 証 債 務 残 高 | 〈件数〉 3万939件 〈金額〉 3,383億9,405万円 |
| 保証業務の最高限度 | 基本財産の50倍 (定款第7条) |
| 保 証 利 用 度 | 46.48% (保証利用企業者数18,408者/中小企業者数39,605者) |
| 役 職 員 数 | 73名 (令和7年4月1日現在) |

沿革

| | |
|-------------|---|
| 昭和24年 2月21日 | 社団法人愛媛県信用保証協会の創立総会開催 |
| 昭和24年 3月28日 | 社団法人愛媛県信用保証協会の設立認可 |
| 昭和24年 4月30日 | 設立登記 |
| 昭和24年 5月 1日 | 事務所を松山市二番町45番地、愛媛県商工会議所連合会内に置き、信用保証業務開始 |
| 昭和25年 8月14日 | 財団法人愛媛県信用保証協会の設立認可 |
| 昭和25年10月20日 | 設立登記 |
| 昭和29年 6月25日 | 信用保証協会法による特殊法人に組織変更認可 |
| 昭和29年 7月 5日 | 組織変更登記 |
| 昭和48年12月 1日 | 主たる事務所を松山市一番町4丁目1番地2へ移転 |
| 令和元年 10月15日 | 主たる事務所を現在地、松山市千舟町3丁目3番地8へ移転 |



根拠法律と主務大臣

1. 根拠法律

信用保証協会法 (以下「法」という)

2. 主務大臣

内閣総理大臣及び経済産業大臣… (法第48条)

金融庁長官…………… (法第50条1項に基づく権限の委任 (内閣総理大臣))

地方支分部局長…………… (法第50条2項に基づく権限の委任 (経済産業大臣))

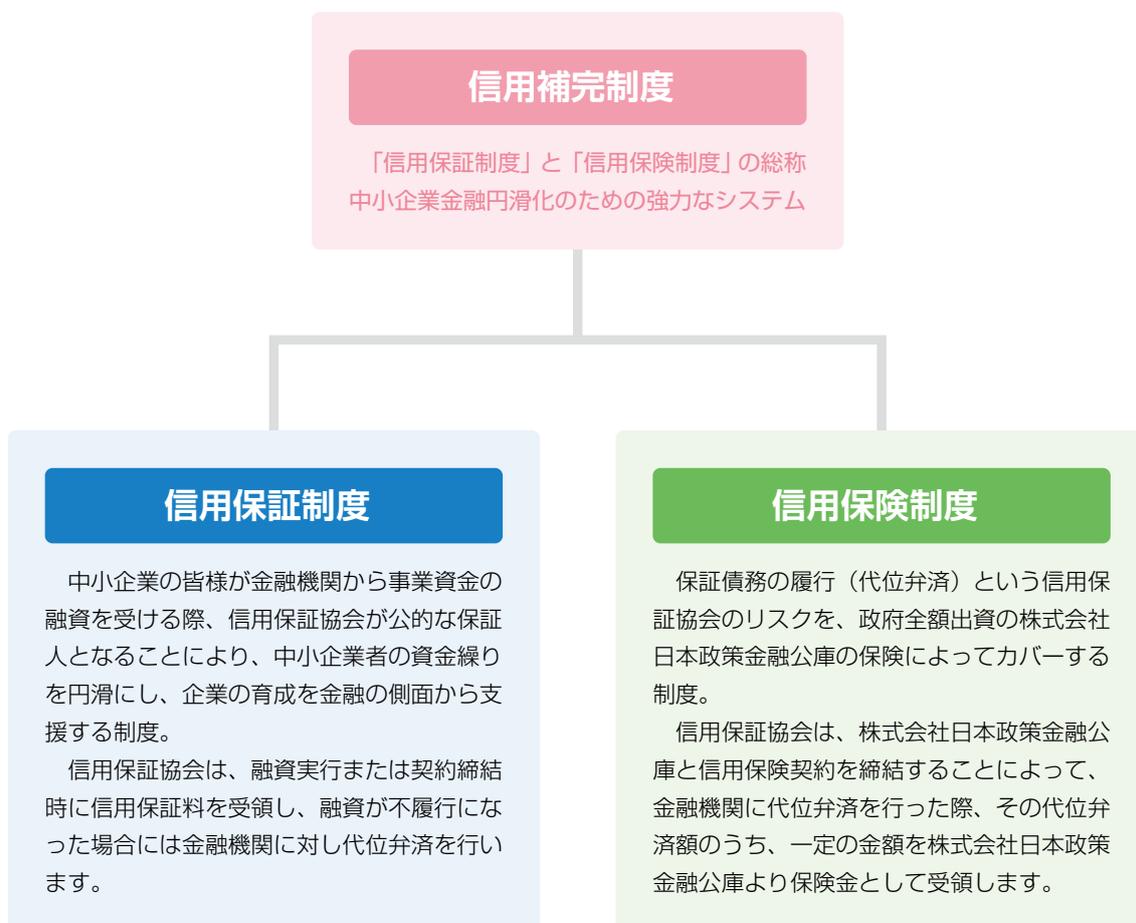
財務局長又は財務支局長… (法第50条2項に基づく権限の委任 (金融庁長官))

都道府県知事…………… (法第51条に基づく権限の委任 (内閣総理大臣および経済産業大臣))

信用補完制度について

信用補完制度は、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と、信用保証協会と株式会社日本政策金融公庫の二者から成り立つ「信用保険制度」の総称です。

信用保証協会は、地方公共団体、金融機関等から出捐金や負担金を受けることにより、信用保証業務に伴うリスクに対する資金的な裏付けを行い、さらに、信用保険制度により、代位弁済に伴う負担が軽減されます。これにより信用保証協会は、さらに広範な中小企業者等の金融を円滑にすることができるようになります。このように「信用保証制度」と「信用保険制度」は有機的に結合し、中小企業金融の円滑化を支援しています。



地方公共団体と当協会の関係

愛媛県及び県内市町は、県内中小企業者の金融の円滑化を図るため、当協会及び県内金融機関と協調して制度融資を実施しています。

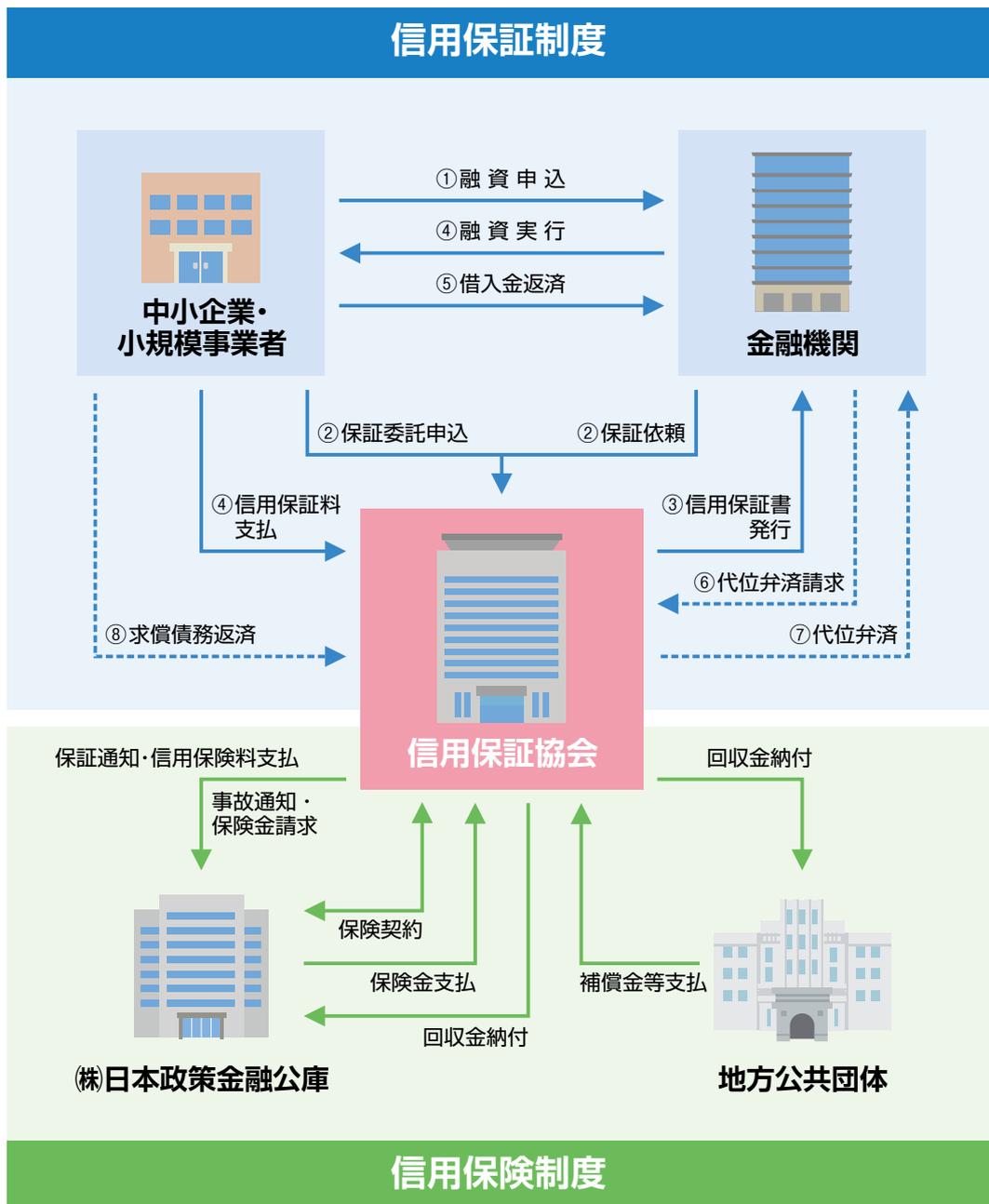
県内金融機関は、県及び市町からの預託を受け、この資金を原資として低利での融資を行っています。

また、県及び市町は、実施している融資制度の一部の制度で、当協会が代位弁済したのものについて、損失補償契約に基づき、株式会社日本政策金融公庫の保険でカバーされない部分の一部を損失補償金として当協会に交付します。

令和6年度当協会は、県から4,465千円を損失補償金として受領しました。

当協会は代位弁済後、中小企業者から回収した金額を損失補償金の受領割合に応じて県及び市町に納付します。

信用補完制度のしくみ



信用保証協会の目的と概要

保証をご利用いただける方

業歴・所在地

個人事業主の方は、住所または事業所のいずれかが、法人の方は、本店または事業所のいずれかが愛媛県内にある事業を行っていただければご利用いただけます。

※保証制度によっては、愛媛県内の業歴等資格要件を定めている場合があります。

企業規模

個人事業主の方は、常時使用する従業員数が、法人の方は、資本金または常時使用する従業員数のいずれかが下表に該当していればご利用いただけます。

| 業 種 | 資 本 金 | 常時使用の従業員 |
|-------------------|-----------|----------|
| 製造業等(運輸業・建設業を含む。) | 3億円以下 | 300人以下 |
| 卸 売 業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| 小 売 業 | 5,000万円以下 | 50人以下 |
| サ ー ビ ス 業 | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| 医 療 法 人 | — | 300人以下 |

※ソフトウェア業や旅館業など一部の業種（政令特別業種）については、上記基準がさらに緩和されます。

※生計を一にしている家族従業員、会社役員、全くの臨時的な社員は「常時使用の従業員数」に含まれません。

※製造業等の「等」とは、卸売業、小売業、サービス業以外の業種をいいます。

※特定非営利活動法人（NPO法人）には資本金の概念が無く、雇用契約関係が無いボランティア社員等は従業員に含まれません。

業種

ほとんどの業種が対象となりますが、農林漁業、金融業の一部、性風俗関連特殊営業や、公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのある飲食店、宗教法人、非営利団体などの業種は対象となりません。

また、許認可等が必要な業種を営む方は、その許可等を受けていることが必要です。

保証の内容

保証限度額

| | |
|------------|-----------|
| 個人・法人・医療法人 | 2億8,000万円 |
| 組 合 | 4億8,000万円 |

※上記保証限度額のうち無担保保証の限度額は8,000万円です。なお、無担保保証の限度額には、無担保無保証人の限度額2,000万円を含みますが、ご利用に際しては別途要件があります。（従業員数・居住要件・納税要件等）

※国の施策による特別保証制度は、上記とは別枠で制度ごとに限度額が定められています。

※県・市町の制度融資の保証については、それぞれの制度要綱等に定められている融資限度となります。

■ 資金使途

事業経営に必要な「運転資金」と「設備資金」に限られます。

■ 保証期間

| | |
|---------|----------------------------|
| 運 転 資 金 | 15年以内（特別な場合については20年以内） |
| 設 備 資 金 | 15年以内（土地・建物取得資金については20年以内） |

※県・市町の制度融資や保証協会制度で独自に期間を定めているものについては、各々の制度融資で定めている期間によります。
※特別な場合とは、特別な取扱いを定めた「商品」等が該当します。

■ 担保

必要に応じて不動産などを提供していただきます。

■ 連帯保証人

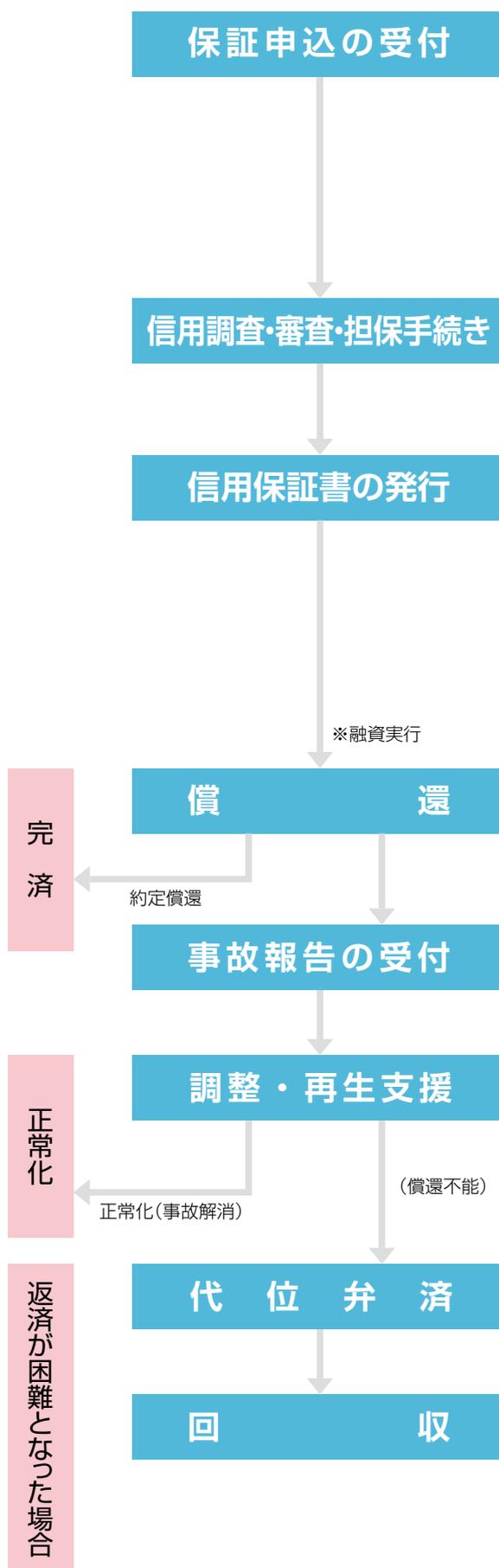
| | |
|------------|------------|
| 個 人 | 原則として不要 |
| 法 人（ 組 合 ） | 必要となる場合がある |

保証をご利用になれない方

次のいずれかに該当する方は、信用保証協会の保証をご利用になれません。

- ① 信用保証協会の代位弁済を受け、求償債務が残っている方やその関係人の方（所定の要件を満たしている場合には、例外的に認められる場合があります。）
- ② 信用保証協会が事故報告を受理し、事故事由が解消していない方
- ③ 手形、小切手について不渡りがある方、銀行取引停止処分を受けている方
- ④ 借入れ（信用保証協会の保証付融資、金融機関プロパー融資等）について、返済を延滞している方
- ⑤ 会社更生、民事再生等法的整理手続中の方（事業再生保証の対象となる方を除きます。）
- ⑥ 税金を滞納し、完納の見通しが立っていない方
- ⑦ 休眠会社
- ⑧ 保証申込について、暴力団金融あっせん屋等の第三者の介在が判明した方
- ⑨ 暴力団不法行為者、反社会的勢力及び反社会的勢力の共生者であると信用保証協会が判断した方

信用保証業務の流れ



中小企業者が信用保証の申込をする場合、信用保証協会の窓口、あるいは商工団体・地方公共団体等を通じて申込する方法（斡旋保証）と金融機関に対して保証付き融資を申込する方法（金融機関経由保証）の二通りがあります。これは金融機関と中小企業者を信用保証協会が結び付けるという「斡旋保証」と、保証手続きの迅速化を図るという「経由保証」のそれぞれのメリットがあります。いずれの方法においても、信用保証委託申込書等の必要書類一式を提出していただきます。

保証申込を受けた信用保証協会は、経営者の人柄、企業の将来性や発展性、財務内容、返済能力等について総合的に信用調査を行います。事業内容の検討や面談、現地調査に基づき、企業の将来性や返済能力などについて審査します。

審査の結果、保証承諾する場合は、金融機関あてに「信用保証書」を発行します。金融機関ではこの信用保証書に基づいて融資を実行します。融資の際には、金融機関が定める所定金利とともに、保証内容によって定められた保証料が必要となります。この保証料は、株式会社日本政策金融公庫に対する保険料や信用保証協会を運営する上で必要な費用等に充当します。

※信用保証協会の役割は、融資を保証することであり、信用保証協会が直接、中小企業者等へ融資を実行するわけではありません。

融資を受けた中小企業者は、金融機関との約定どおり債務を返済（償還）します。この償還が滞りなく行われているかを継続して把握すること（期中管理）も信用保証協会の役割の一つです。

金融機関において、廃業や法人の解散、休業、経営者の死亡などの理由により、返済の履行が困難と判断された場合、信用保証協会へ事故報告書が提出されます。

借換や返済条件の変更など、金融機関と協力して早期に経営支援・再生支援策を講じることによって事業の継続を支援します。

倒産などの事由により中小企業者が債務を返済できない事態（償還不能）となった場合、信用保証協会では償還不能となった元本および利息を、中小企業者に代わって金融機関に支払います。これを「代位弁済」といいます。代位弁済が行われると、金融機関に代わり信用保証協会が債権者となります。

代位弁済後、信用保証協会は代位弁済額の一定割合を株式会社日本政策金融公庫から受領し、中小企業者からの債権回収の義務を負います。信用保証協会では中小企業者の実状に応じて債権の回収を図り、回収の都度、その回収金を填補された割合（保険填補率）に応じて株式会社日本政策金融公庫に返納します。この債権を「求償権」と呼び、求償権回収は信用保証協会の大切な業務となっています。

責任共有制度について

金融機関と信用保証協会とが適切な責任共有を図ることで、両者が連携を強化して、中小企業の事業意欲等を継続的に把握しながら、経営支援や再生支援といった中小企業に対する適切な支援を行うことを目的として、平成19年10月より「責任共有制度」が導入されました。

これにより、責任共有対象の保証制度については、信用保証協会が80%、金融機関が20%の負担割合で責任を共有することとなりました。

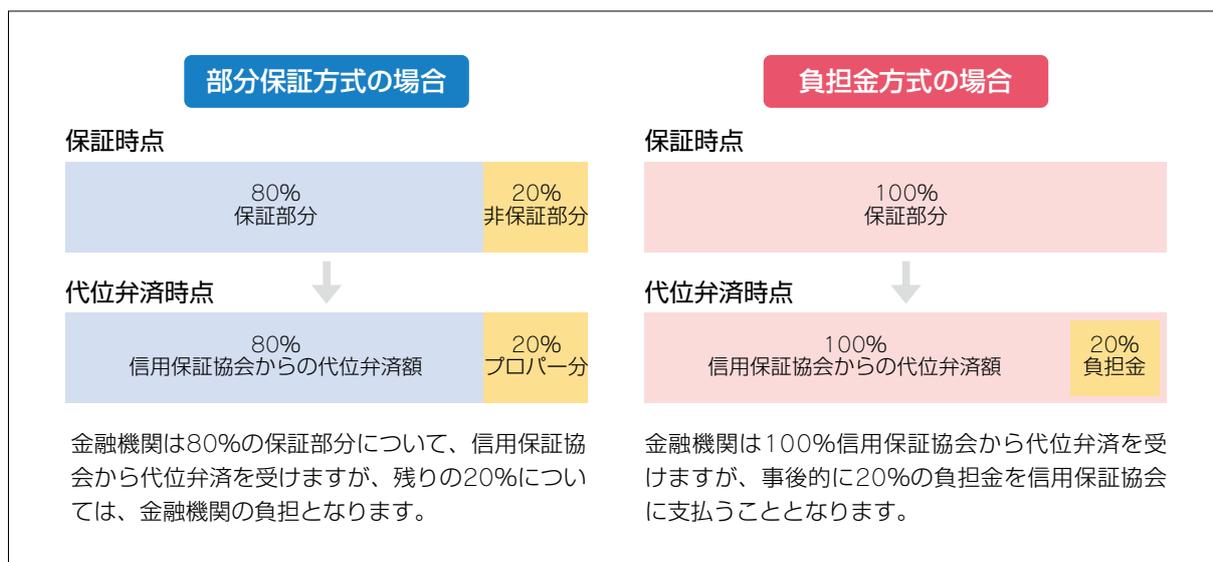
■ 責任共有制度の概要

責任共有制度には、「部分保証方式」と「負担金方式」二通りの方式があります。金融機関は、いずれかの方式を選択します。

部分保証方式 金融機関が行う融資額の80%を保証する方式

負担金方式 金融機関の過去の制度利用実績（保証債務平均残高、代位弁済実績等）に基づき一定の負担金を事後に支払う方式
※個々の融資では100%保証となり、代位弁済金額も融資残高100%です。

金融機関の負担部分のイメージ図



■ 責任共有制度の対象

一部の保証を除き、原則として全ての保証制度が対象となります。

例外として、以下に掲げる保証については、信用保証協会が100%責任を負担します。

責任共有対象外となる保証制度

創業者や小規模事業者を対象とする保証制度、大規模な経済危機や災害時における保証制度など、信用保証協会が100%責任を負担する保証制度があります。

例：創業関連保証・経営安定関連保証（1～4号・6号）・危機関連保証・小口零細企業保証 等

信用保証料について

信用保証料は、信用保証協会の保証によって融資を受けた中小企業者に、保証利用の対価としてお支払いいただくものです。

信用保証料は、株式会社日本政策金融公庫に支払う信用保険料・代位弁済に伴う損失の補填・経費など信用保証制度を健全に運営するうえで必要な費用に充当されます。

信用保証料の徴収については、約定書第8条第1項で金融機関に委託しており、支払方法は、一括払いと分割払いがあります。

信用保証料率

平成18年4月1日より全国統一で信用保証料率を弾力化するリスク考慮型保証料率体系を導入しています。これは、平成17年6月の中小企業政策審議会における「信用補完制度のあり方に関する取りまとめ」を受け、資金調達コストの軽減、公的保証の利用機会の拡大を図り、中小企業者の発展を応援することを目的としており、基本的に一律とされた信用保証料率を中小企業者の財務内容等に応じて0.45%~1.90%（※責任共有対象外のものについては0.50%~2.20%）の9段階にしたものです。

このリスク考慮型保証料率体系は、原則として、すべての保証制度に適用されますが、政策的に配慮された特別な保証であるセーフティネット保証、東日本大震災復興緊急保証、流動資産担保融資保証などは対象外になります。

なお、最終的な信用保証料率は、中小企業者ごとに定性要因（非財務要因）を加味して決定します。

信用保証料の割引について

次の①または②に該当する場合は、それぞれ保証料率を0.1%引き下げます。

①会計参与設置会社の場合

②有担保保証の場合

※制度によって割引の適用がされない場合もあります。

信用リスクの評価

リスク考慮型保証料率の決定にあたっては、一般社団法人CRD協会の予想デフォルト確率を利用します。

※一般社団法人CRD協会とは、令和7年4月現在、165の金融機関等が会員となっており、約470万の中小企業データが蓄積されている、中小企業に関する日本最大のデータベース機関です。

【基本保証料率】

(単位：年率%)

| 区 分 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
|-----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 責任共有保証料率 | 1.90 | 1.75 | 1.55 | 1.35 | 1.15 | 1.00 | 0.80 | 0.60 | 0.45 |
| 責任共有外保証料率 | 2.20 | 2.00 | 1.80 | 1.60 | 1.35 | 1.10 | 0.90 | 0.70 | 0.50 |

※事業者選択型経営者保証非提供制度、事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度につきましては0.25%または0.45%上乘せされます。

保証料の返戻

保証料は違算過収の場合を除いて、原則として返戻しません。

ただし、被保証債務の繰上完済の場合は、返戻保証料が1件1,000円を超えるものについて返戻することができます。

また、保証条件の変更にともない、変更後の信用保証料よりも控除する額が多い場合、差額を返戻することができます。

創業支援の取組について

当協会では、「創業支援チーム」を組成し、創業前、創業時、創業後の各ステージに応じた創業支援に積極的に取り組んでいます。

■ 創業支援チーム

少子高齢化・人口減少等社会構造が変化する中で、地域経済の持続的発展に向けて創意工夫をこらした創業支援をおこなうため、平成29年4月に、「愛媛県信用保証協会創業支援チーム」を設置しました。県内全支所に創業支援担当者を配置し、地域に密着した伴走型の創業サポートを実施しています。



創業支援担当者会議の様子

■ 具体的支援方法

● 創業セミナー

創業セミナーへ当協会職員を講師として派遣しています。当協会の創業支援の取組み紹介を通じて、創業に関する知識習得を支援します。

令和6年度は、12の連携機関に延べ18回派遣しました。



令和6年9月14日
「えひめイノベーション起業塾2024」



令和7年1月30日
「四国中央市起業塾」



●学生向けの創業に関する講義

愛媛県内の大学、専門学校において創業に関する講義を実施しています。当協会職員が創業計画の作り方や保証協会の役割について説明する他、事例に基づいたグループワークを行いました。

令和6年度は、1回講義を実施しました。

●専門家派遣

中小企業診断士や公認会計士、ITコーディネータ等の外部専門家を派遣しています。経営支援強化促進事業を利用する場合、専門家への相談に発生する費用は国の補助金と当協会が負担するため、利用者は自己負担なく、専門家に相談することができます。創業前と創業後併せて計6回までご利用いただけます。

令和6年度は、236企業に対して面談を行い、4企業に専門家を派遣しました。

●フォローアップ

創業後に新たに生じた経営課題の解決を支援するため、創業アドバイザーが訪問面談し、一緒に解決方法を検討しています。

令和6年度は75企業を訪問し、フォローアップを行いました。

■ 資金支援

創業に関する保証制度（全国統一・県制度）を活用し、創業時の資金調達を積極的に支援するほか、平成29年12月に「創業フォローアップ保証（セカンド）」を創設し、創業後に必要となった追加資金にも対応しています。また、令和5年3月に「スタートアップ創出促進保証（SSS）」を創設し、経営者保証を不要とすることで、創業機運の醸成による創業者の増加ならびに廃業・倒産経験者などの再挑戦を促し、創業者の事業の活性化を図っています。

令和6年度は全国統一・県制度で合計1,271,560千円（220件）の保証対応を行い、そのうちセカンドが107,700千円（15件）、SSSが91,600千円（11件）でした。

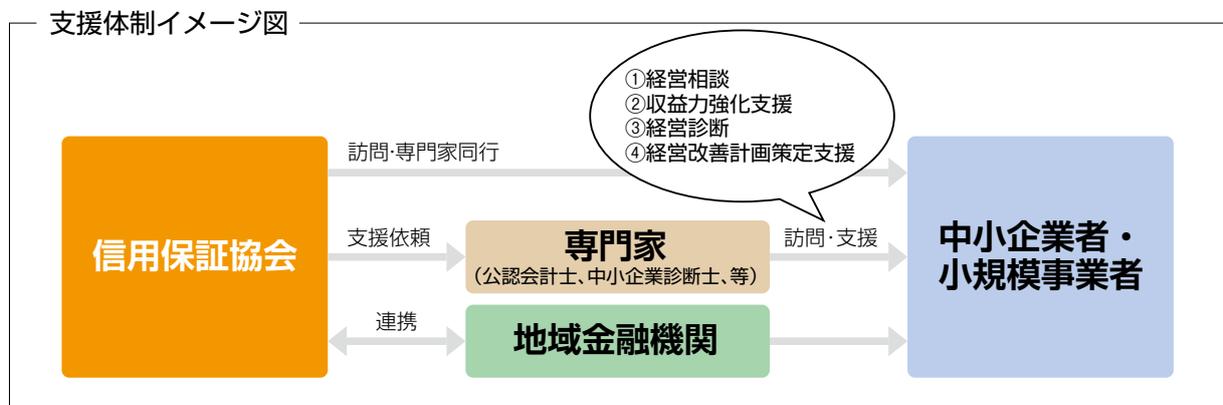
経営支援・再生支援の取組について

平成30年4月に信用保証協会法が改正され、信用保証協会の業務に「経営支援」が追加されたことを踏まえて、当協会は地域経済を担う中小企業・小規模事業者にとって「役に立つ協会」となるために、経営改善や再生支援への対応を強化しております。

■ 経営支援強化促進事業

経営改善を必要とする中小企業・小規模事業者を中心に、専門家による経営相談及び収益力強化支援、経営診断、経営改善計画策定支援を行い、経営改善に向けたサポートをしています。専門家への相談に発生する費用は国の補助金と当協会が負担するため、利用者は自己負担なく、専門家に相談することができます。

ただし、生産性向上支援に係る経営改善計画策定支援に該当する場合は、令和4年7月1日より一部自己負担が発生します。



① 経営相談

専門家（公認会計士、中小企業診断士、ITコーディネータ等）が原則3回程度、中小企業・小規模事業者と面談し、経営課題に対する助言・指導を行います。

令和6年度は、831企業に対して面談を行い、16企業に専門家を派遣しました。

② 収益力強化支援

専門家（公認会計士、中小企業診断士）が、事業・簡易的な財務の現状分析のほか、経営課題の抽出及び課題解決の対応策（損益計画も含む）をまとめた収益力強化支援報告書を作成します。

令和6年度は、14企業に専門家を派遣しました。

③ 経営診断

専門家（公認会計士、中小企業診断士）が現状分析のほか、経営課題の抽出及び課題解決の対応策を含む経営診断報告書を作成し、それをもとに事業者・金融機関・保証協会が目線を合わせて経営支援に取り組みます。

令和6年度は、7企業に専門家を派遣し、経営診断を行いました。

④ 経営改善計画策定支援

中小企業・小規模事業者の経営改善計画の策定を専門家が支援します。専門家による財務・事業DD（デューデリジェンス）による現状分析を踏まえて抽出した経営課題を解決するためのアクションプランや計数計画等を盛り込んだ経営改善計画書の作成を支援します。

令和6年度は、1企業に専門家を派遣し、経営改善計画書の策定支援を行いました。

■ アウトカム指標及び目標（令和6年度）

経営支援強化促進事業（収益力強化支援、経営診断、経営改善計画策定支援）、協会職員によるアクションプラン策定支援等を実施した先を対象に、アウトカム指標としてローカルベンチマーク総合評点を使用し、目標を改善率40%（改善先÷経営支援実施先数）※に設定して検証を行います。

※改善先の定義

効果検証対象先の－1期（支援完了時の直近決算）を比較基準として、同一対象先の1～3期を每期集計します。－1期の点数を1点以上上回る場合は改善、同点または下回る場合は非改善と定義しています。

| | | 改善先数 | 対象者数 | 実績（改善割合） |
|---------------------|---------|------|------|----------|
| 経営支援強化 促進事業 | 収益力強化支援 | 0 | 0 | — |
| | 経営診断 | 4 | 6 | 66.7% |
| | 計画策定 | 2 | 2 | 100.0% |
| 協会職員によるアクションプラン策定支援 | | 9 | 11 | 81.8% |
| 合計 | | 15 | 19 | 78.9% |

■ 愛媛県中小企業活性化協議会への相談持ち込み

関係金融機関等と目線合わせを行うなど連携の上、当協会が主体的に支援の必要性を検証し、必要に応じて愛媛県中小企業活性化協議会への相談持ち込みを実施しています。

令和6年度は26先の事前相談を持ち込み、そのうち二次対応を行った先は、令和7年3月末時点で9先となっています。

■ 事業承継診断シート

県内事業者に対する事業承継対策の早期準備の重要性及び事業承継に向けた気付きを促すことを目的として事業承継の推進に取り組んでおり、愛媛県事業承継・引継ぎ支援センターへ「事前相談シート」を提出しています。

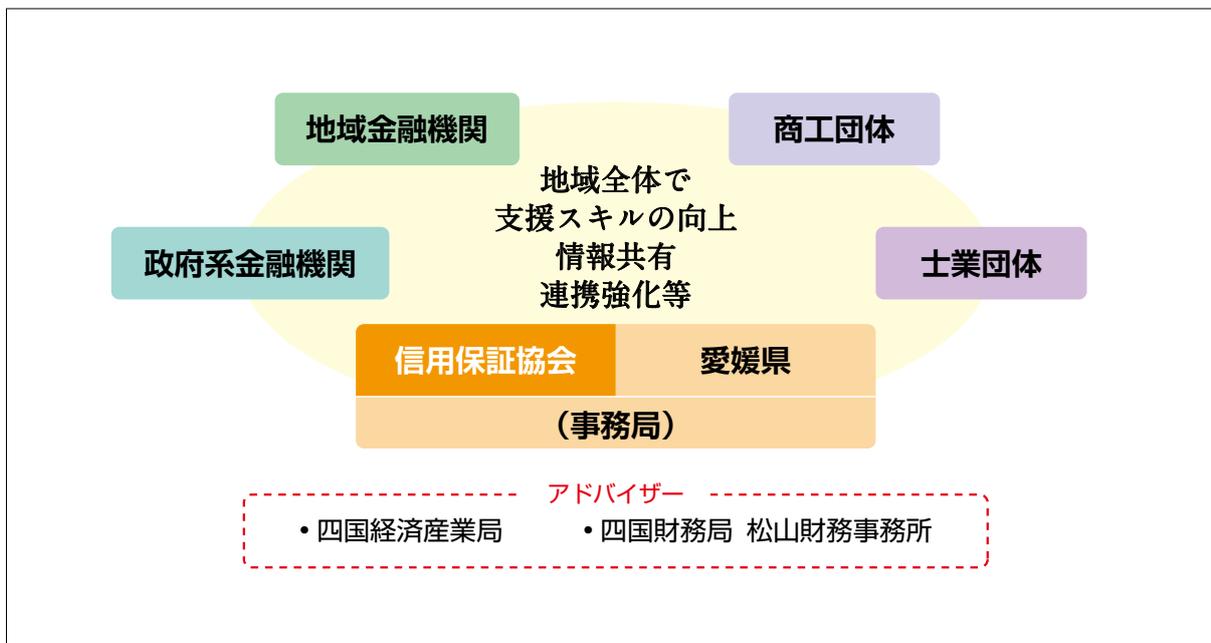
令和6年度は事前相談シートを33件提出し、橋渡しは11件の実績となりました。

■ 愛媛県中小企業支援ネットワーク

● ネットワーク会議

愛媛県と当協会が事務局となり、地域金融機関・政府系金融機関・商工団体・士業団体・自治体等を構成メンバーとして、経営改善や再生に対する目線や姿勢を揃えるため、普段から経営支援施策等の情報を共有することで、地域全体のための中小企業支援ネットワークを構築しています。

令和6年度は1回開催し、情報提供や意見交換を行いました。



● 経営サポート会議

当協会が事務局となり、個別中小企業者の支援に向けた方向性について、中小企業・小規模事業者、取引金融機関、信用保証協会が集まり意見交換する枠組みです。中小企業者が複数の取引金融機関と調整する際に生じる費用や時間等の負荷を軽減でき、金融機関は他機関と支援の足並みを揃えやすいというメリットがあります。



広報活動について

当協会では、中小企業の皆さまに「信用保証」について理解を深めていただき、より一層ご利用いただくため、様々な広報活動を行っています。

■ ホームページによる情報発信

当協会では、多くの方々に信用保証協会について知っていただくためにホームページを開設しております。信用保証協会に関する基本事項のほか、ご利用方法や各種保証制度のご紹介などを掲載しています。

また、金融機関ページを設けており、金融機関ご担当者向けに協会で使用される各種様式がダウンロードできます。

<https://www.ehime-cgc.or.jp/>



■ 保証月報の発行

定期刊行物として毎月1回「保証月報」を発行し、県内の金融機関、商工会議所等関係機関に配布していましたが、令和7年3月号をもって廃刊しました。

なお、令和7年4月より「保証協会の取り組みと保証概況」として、関係機関へのメール発信や当協会HPへの掲載など、電子媒体による情報発信を行っています。



■ LINEアカウント

中小企業者や金融機関、その他の関係機関の皆さまに当協会のことをさらに知っていただくために、LINEによる広報を行っています。



■ 各種リーフレット等の作成

信用保証協会の仕組みを簡潔に紹介した中小企業のお客向けリーフレット「信用保証制度のご案内」や経営支援強化促進事業の内容を説明したチラシ、当協会の取り組みについて漫画で紹介した「創業漫画」など、各種リーフレット等を作成しています。



お客様向けリーフレット



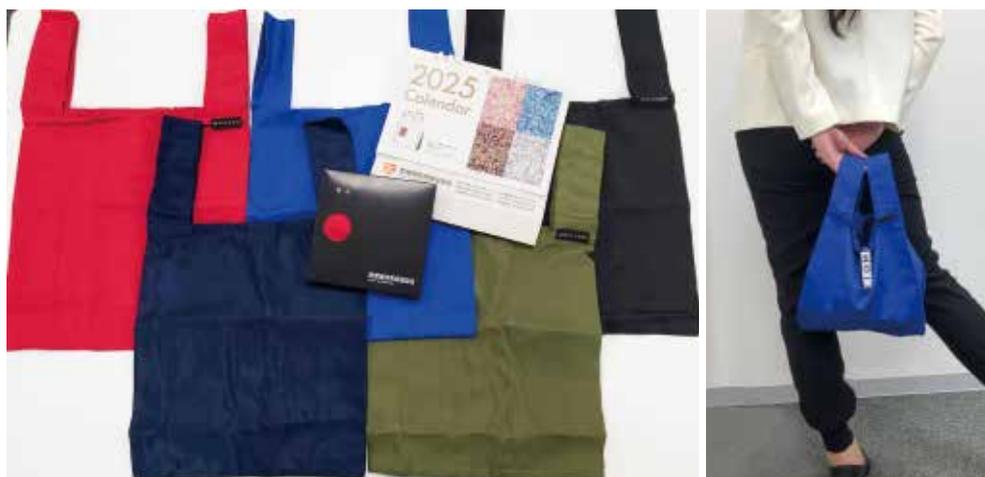
経営支援強化促進事業
チラシ



創業漫画

■ ノベルティグッズの作成

エコバック（ランチバック）やカレンダーを作成し、配布しています。

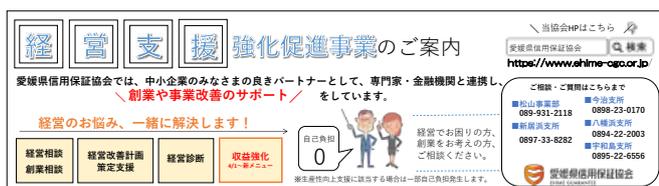


■ 広告の掲載

当協会や経営支援強化促進事業等についてより多くの方に知っていただくため、関係機関等に広告を掲載しています。



愛媛マンダリンパイレーツ 動画広告



えひめ商工会だより



事業概況

● 事業方針

当協会では、令和5年5月に新型コロナウイルスの感染症法上の分類が5類に移行したことから、社会経済活動が本格的に再開され、個人消費や観光需要が徐々に回復する中で緩やかに持ち直しの動きがみられた一方で、不安定な海外情勢に起因する原材料・エネルギー価格の高騰による物価高や各方面での人手不足の深刻化や賃金上昇などの影響により収益が悪化する中、中小企業を取り巻く内部・外部環境ともに厳しい状況が続くことから、「伴走支援型特別保証制度」等を活用して、引き続き資金需要に最大限応えるとともに、経営支援強化促進事業にて「収益力強化支援」を追加して経営支援の充実を図り、より一層中小企業者等に寄り添った支援を実施することを事業方針として、次のような令和6年度の事業計画を策定しました。

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 保証計画 <ul style="list-style-type: none"> (1) 保証承諾 55,500百万円 (2) 保証債務残高 317,000百万円 ② 金融機関・関係機関などと一丸となった総合的支援 ③ 中小企業者等の需要に最大限応える資金繰り支援 ④ 経営支援体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 債務者などの実情に即した柔軟な対応と効率的な管理回収の実施 ⑥ 業務改革の推進と働きやすい職場環境の整備 ⑦ 多様化する業務に対応できる人材育成 ⑧ システムの安定運用と利便性の向上 ⑨ コンプライアンス態勢の充実及び強化 ⑩ タイムリーな広報活動 |
|---|---|

● 県下の経済金融情勢

令和6年度の県内経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進み、個人消費や訪日観光客の回復もあって緩やかな改善基調が続く一方で、円安の進行や国際情勢の不安定化に起因する原材料費などの上昇による物価高騰、人手不足の深刻化や賃金上昇が、企業収益に影響を与えました。

県内金融機関の貸出残高は、製造業を主体とした設備投資の増加などから前年を上回り、貸出約定平均金利は低い水準ながら上昇を続けています。

令和6年度の県内企業倒産（負債金額1千万円以上）については、件数は前年を上回った一方で、負債総額は大型倒産がなく、前年を下回っています。

● 当期の業績

令和6年度の業績は次のとおりとなりました。

(1) 保証承諾

| | | 対前年比 |
|----|-----------|--------|
| 件数 | 5,423件 | 74.01% |
| 金額 | 72,852百万円 | 50.04% |

前倒しで保証対応したことによる借入の不服感や借換を伴わない保証申込が中心となり、保証申込金額の小口化などから保証申込は減少し、令和6年度の保証承諾は前年度を件数で1,904件、金額で72,737百万円下回りました。

(2) 保証債務残高

| | | 対前年比 |
|----|------------|---------|
| 件数 | 30,939件 | 103.64% |
| 金額 | 338,394百万円 | 99.49% |

期初から安定して保証債務残高を維持することができ、期末保証債務残高では、前年度を件数で1,088件上回り、金額では1,721百万円下回りました。

(3) 代位弁済

| | | 対前年比 |
|----|----------|---------|
| 件数 | 359件 | 174.27% |
| 金額 | 3,348百万円 | 185.72% |

過剰債務や物価高騰、慢性的な人手不足等による経営環境の厳しさから、収益力が戻らない先の倒産が散見されるようになり、前年度を件数で153件、金額で1,545百万円上回りました。

なお、代位弁済率は保証債務平均残高比0.99%と前年度の0.54%を上回りました。

(4) 求償権

① 対債務者回収

| | | 対前年比 |
|----|--------|---------|
| 件数 | 62件 | 96.88% |
| 金額 | 649百万円 | 126.32% |

求償権関係人の高齢化、破産等法的整理案件の増加などにより回収環境が一層厳しさを増しているものの、物件売却による大口回収などから前年度を135百万円上回りました。

② 帳簿上求償権

| | | 対前年比 |
|----|--------|---------|
| 件数 | 252件 | 177.46% |
| 金額 | 943百万円 | 198.44% |

代位弁済額の増加により、帳簿上求償権は対前年金額比198.44%と468百万円増加しました。

③ 求償権償却

| | | 対前年比 |
|----|----------|---------|
| 件数 | 234件 | 110.90% |
| 金額 | 2,721百万円 | 155.66% |

自己償却額は前年度を12百万円下回り、保険金償却については前年度を989百万円上回り、最終的に前年度を973百万円上回る実績となりました。

(5) 基本財産

(単位：百万円)

| | 前期末 | 当期中増加額 | 当期中減少額 | 当期末 |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 基金 | 3,572 | 0 | 0 | 3,572 |
| 基金準備金 | 10,770 | 551 | 0 | 11,321 |
| 計 | 14,342 | 551 | 0 | 14,893 |

以上の結果、当期収支差額は1,101百万円となり、550百万円を収支差額変動準備金へ、残り551百万円を基金準備金へそれぞれ繰り入れを行いました。

これにより、基金と基金準備金を合わせた基本財産は、14,893百万円（対前年度比103.8%）となりました。

● 令和6年度経営計画の達成に関する評価及び公表

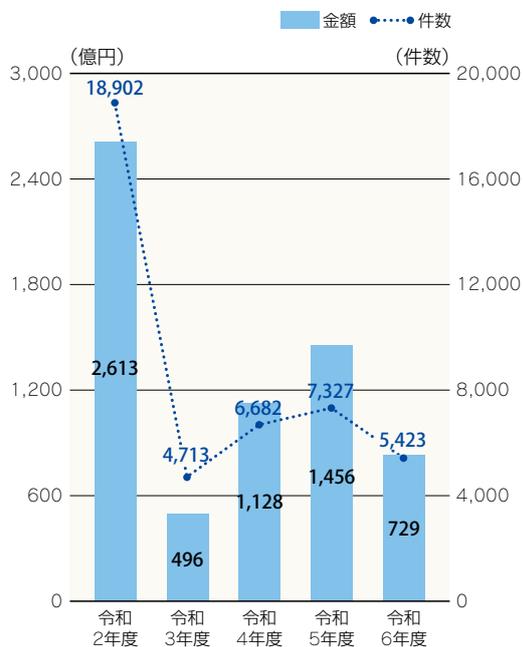
業務運営に係る経営の透明性をより一層向上させ、客観性の高い評価を行うことにより対外的な説明責任を適切に果たすことを目的として、外部評価委員会を設けています。

令和6年度の外部評価報告書につきましては、当協会のホームページに掲載する予定です。

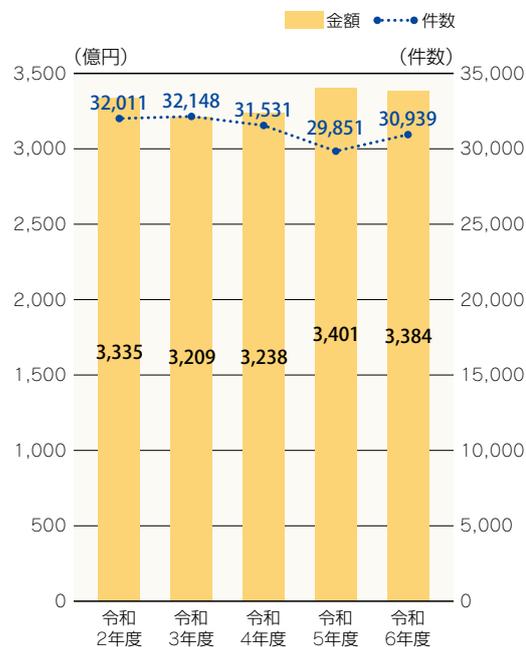
信用保証実績

最近5年間の保証状況

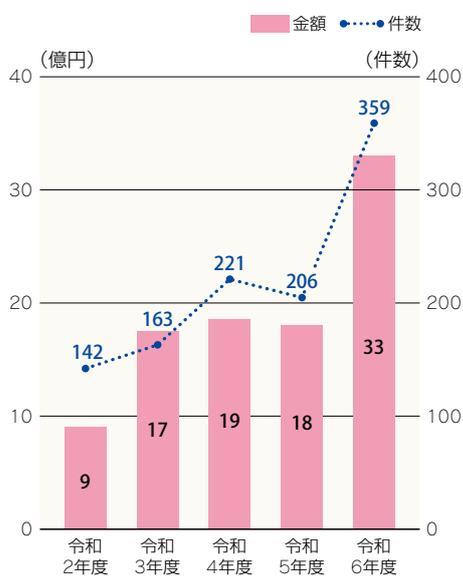
保証承諾



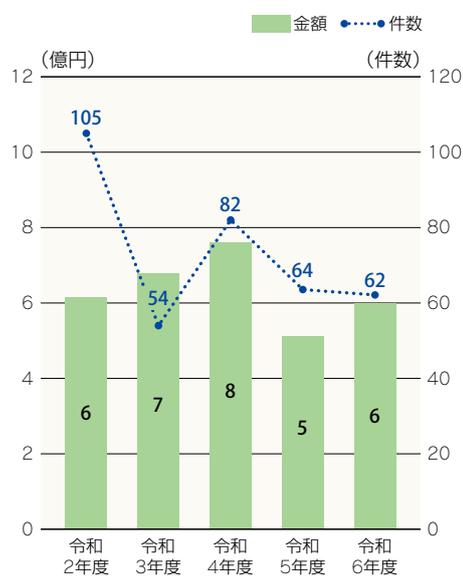
保証債務残高



代位弁済



回収



令和6年度保証状況

本・支所別

(単位：件、百万円、%)

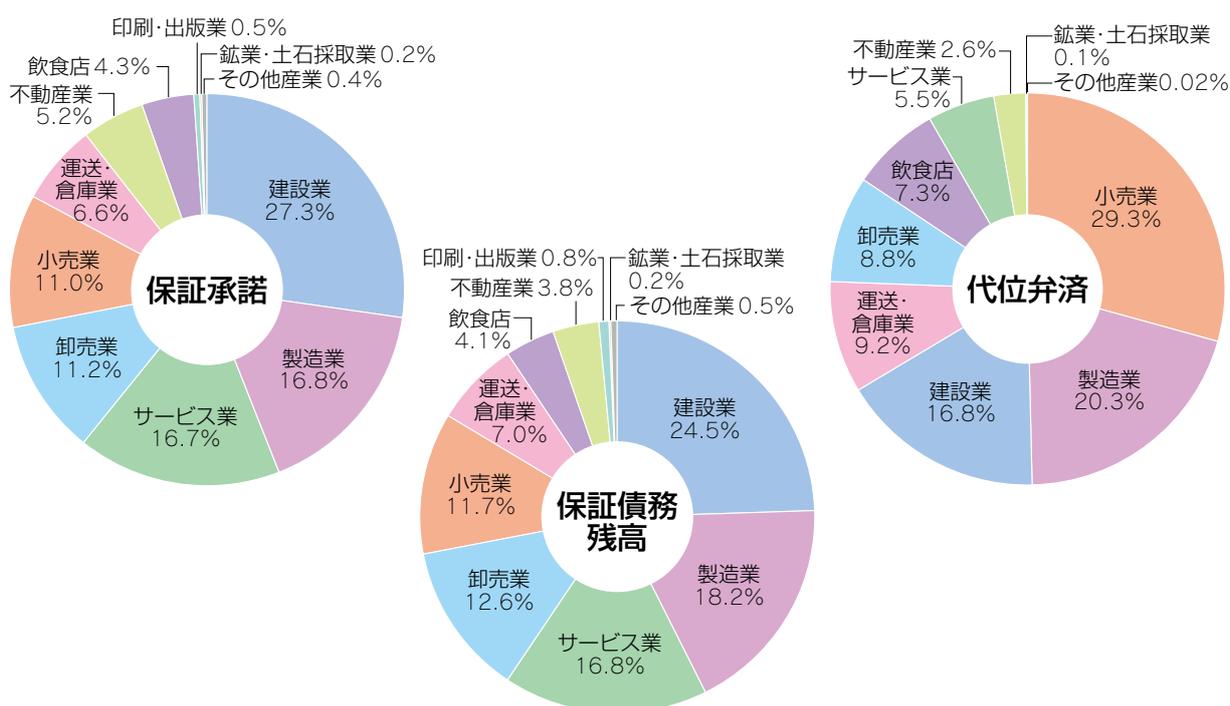
| | 保証承諾 | | | 保証債務残高 | | | 代位弁済 | | |
|-----|-------|--------|-------|--------|---------|--------|------|-------|--------|
| | 件数 | 金額 | 対前年度比 | 件数 | 金額 | 対前年度比 | 件数 | 金額 | 対前年度比 |
| 本所 | 2,667 | 38,166 | 54.10 | 15,434 | 169,108 | 101.25 | 177 | 1,709 | 160.05 |
| 新居浜 | 1,239 | 15,202 | 44.66 | 7,093 | 78,407 | 97.45 | 82 | 682 | 133.42 |
| 今治 | 676 | 9,774 | 45.44 | 3,656 | 46,303 | 98.54 | 39 | 332 | 283.38 |
| 八幡浜 | 415 | 4,938 | 45.63 | 2,476 | 25,153 | 96.30 | 28 | 444 | 522.85 |
| 宇和島 | 426 | 4,771 | 55.06 | 2,280 | 19,422 | 99.48 | 33 | 181 | 831.29 |
| 合計 | 5,423 | 72,852 | 50.04 | 30,939 | 338,394 | 99.49 | 359 | 3,348 | 185.72 |

金融機関群別

(単位：件、百万円、%)

| | 保証承諾 | | | 保証債務残高 | | | 代位弁済 | | |
|---------|-------|--------|--------|--------|---------|--------|------|-------|--------|
| | 件数 | 金額 | 対前年度比 | 件数 | 金額 | 対前年度比 | 件数 | 金額 | 対前年度比 |
| 都市銀行 | 1 | 65 | 130.00 | 12 | 251 | 86.83 | 0 | 0 | — |
| 地方銀行 | 1,707 | 27,683 | 39.32 | 11,636 | 170,579 | 97.57 | 129 | 1,512 | 159.00 |
| 第二地銀 | 2,002 | 33,631 | 64.74 | 10,918 | 117,826 | 103.73 | 123 | 940 | 210.91 |
| 信用金庫 | 1,709 | 11,452 | 49.54 | 8,342 | 49,544 | 96.76 | 107 | 896 | 223.33 |
| 政府系・その他 | 4 | 20 | 30.71 | 31 | 194 | 93.22 | 0 | 0 | — |
| 合計 | 5,423 | 72,852 | 50.04 | 30,939 | 338,394 | 99.49 | 359 | 3,348 | 185.72 |

業種別



>>

● 保証利用状況

保証利用企業者数・保証利用度



$$\text{保証利用度} = \frac{\text{保証利用企業者数}}{\text{県内中小企業者数}}$$

※県内中小企業者数：令和5年12月13日
中小企業庁公表資料 39,605者

経営者保証に関するガイドラインについて

「経営者保証に関するガイドライン」は中小企業・小規模事業者等の経営者保証に関する契約時及び履行時等における対応について中小企業団体及び金融機関団体共通の自主的自律的な準則として策定・公表されたものです。

当協会では、同ガイドラインの趣旨を踏まえ、平成30年4月1日から経営者保証を不要とする保証の取扱いを開始しています。

令和6年度における経営者保証に関するガイドラインの活用実績は以下のとおりです。

「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績

| | | |
|---|---|--------|
| ① | 信用保証を承諾した件数（法人・個人を含む） | 5,423件 |
| ② | 無保証人で信用保証を承諾した件数（法人・個人を含む） | 1,868件 |
| ③ | 信用保証を承諾した件数のうち無保証人の割合（法人・個人を含む） | 34.4% |
| ④ | 既存の保証付き融資について、保証人の保証契約を解除した件数 | 57件 |
| ⑤ | 「経営者保証に関するガイドライン」により保証債務整理を成立させた件数 | 12件 |
| ⑥ | 代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約を解除し、かつ、新代表者との保証契約を締結しなかった件数 | 53件 |
| ⑦ | 代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約を解除する一方、新代表者との保証契約を締結した件数 | 151件 |
| ⑧ | 代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約は解除しなかったが、新代表者との保証契約は締結しなかった件数 | 62件 |
| ⑨ | 代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約を解除せず、かつ、新代表者との保証契約を締結した件数 | 3件 |
| ⑩ | ⑥～⑨合計 | 269件 |

貸付条件変更の取組について

当協会では、平成21年12月に施行された中小企業金融円滑化法の趣旨を十分に理解した上で、中小企業のお客さまの経営状況に合わせた返済条件の変更等に柔軟に取り組んでまいりました。

同法は平成25年3月で期限を迎えましたが、引き続き金融機関との連携を強化し、債務の一本化による返済負担軽減など、資金繰り円滑化に向けた課題解決へ取り組んでまいります。

返済緩和に係る貸付条件変更残高

(単位：件、千円、%)

| | 令和6年3月末 | | 令和7年3月末 | |
|----|------------|-------|------------|--------|
| | 残高 | 対前年比 | 残高 | 対前年比 |
| 件数 | 1,504 | 74.16 | 1,525 | 101.40 |
| 金額 | 16,792,851 | 70.61 | 18,074,811 | 107.63 |

セーフティネット保証の取組について

取引先の倒産や金融機関の破綻、業界不振等により経営の安定に支障が生じている中小企業者に対し経営の安定を図るための資金をセーフティネット保証で支援しています。

本保証は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号に該当することを要し、中小企業者住所地の市町長の認定書を取得し、お申込みしていただくこととなります。

本制度をご利用の場合、保証限度額は一般保証とは別枠で2億8,000万円までとなります。保証料率は割安な一律料率（1号～4号、6号）0.8%（5号、7号～8号）0.7%が適用されます。

令和6年度の承諾実績は、596件、13,670百万円（同年度全承諾額の18.8%を占める）で推移しました。

セーフティネット5号については、業況の悪化している業種を指定業種対象とし、四半期毎に指定業種が見直しされています。

令和7年4月1日から令和7年6月30日までの令和7年度第一四半期は、553業種が指定業種とされました。

（1号～8号の認定要件については、別途協会ホームページ又はパンフレットなどをご参照ください。）

相談窓口について

当協会では、大型倒産や金融機関の破綻・自然災害など多くの中小企業者が影響を受けるとされる事由が発生した場合、その都度迅速に各種相談窓口を本・支所に開設し、中小企業者からのご相談をお受けしています。令和7年4月1日現在で設置している特別相談窓口等は次の通りですので、お気軽にご利用ください。

- ・東日本大震災に関する特別相談窓口
- ・ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口
- ・ALPS処理水の処分に伴う経営・輸出等の対策に関する特別相談窓口
- ・令和6年能登半島地震による災害に関する相談窓口
- ・丸住製紙(株)民事再生法適用申請に伴う経営相談窓口
- ・令和7年3月23日に発生した林野火災に関する特別相談窓口
- ・米国自動車関税措置等に伴う特別相談窓口

令和6年度トピックス

4月

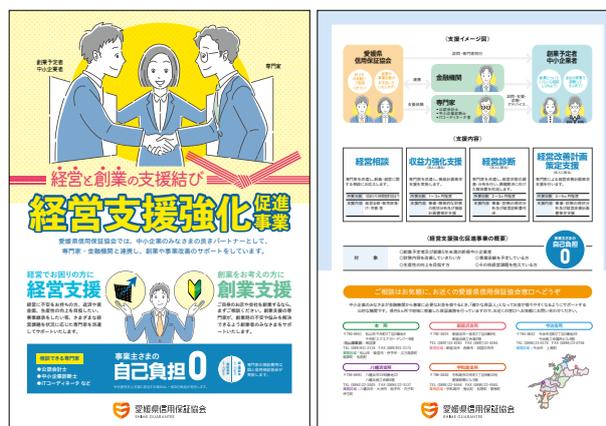
●松山事業部「保証課」「保証事務課」創設

これまで松山事業部はエリアにより「保証一課」「保証二課」に分けていましたが、4月1日より業務の効率化を目的として、業務内容により課を分け「保証課」「保証事務課」としました。

●経営支援強化促進事業に「収益力強化支援」を追加

平成27年より、国の中小・小規模事業者経営支援強化促進補助事業の一環として、「経営支援強化促進事業」を実施しています。令和6年4月より従来の経営相談、経営診断、経営改善計画策定支援に加えて、新たな支援メニューとして「収益力強化支援」が追加されました。

収益力強化支援は、専門家（中小企業診断士等）が、事業・簡易的な財務の現状分析のほか、経営課題の抽出及び課題解決の対応策（損益計画も含む）をまとめることで収益改善に特化したものです。



6月

●令和5年度感謝状贈呈式を開催

昭和60年度から信用保証付融資に優秀な実績を上げられた県下金融機関の店舗に対して感謝状の贈呈を行っております。令和5年度感謝状贈呈店舗は、41店舗を選考して、感謝状の贈呈を行いました。



9月

● 財務体質強靱化保証（ホールド5000）の改正

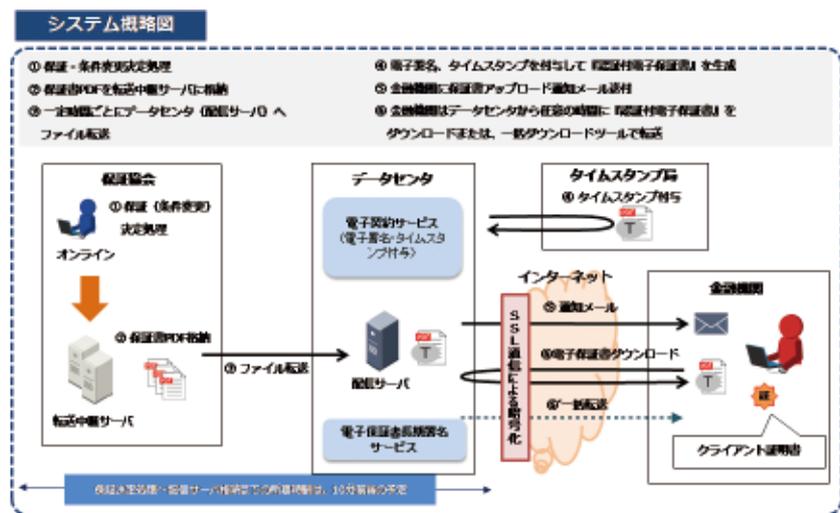
令和6年9月、依然として厳しい外部環境が続く中で、中小企業者等の資金需要に幅広く対応するため、当協会の独自商品である「財務体質強靱化保証（ホールド5000）」を改正しました。改正概要は、以下のとおりです。

| | 改正前 | 改正後 |
|-------|--|--|
| 通称 | ホールド5000 | ホールド8000 |
| 保証限度額 | 5,000万円 (原則月商の2ヶ月以内。ただし、特別な場合 にあっては、月商の5ヶ月を上限とする) ※EBITDA有利子負債倍率10倍以内 | 8,000万円 (原則月商の2ヶ月以内。ただし、特別な場合 にあっては、月商の5ヶ月を上限とする) ※EBITDA有利子負債倍率15倍以内 |
| 借換制限 | 本保証を本保証で旧債決済することは、一般保証においても不可 | 本保証を本保証で旧債決済することは、一般保証において可能 |

2月

● 認証付電子保証書交付の運用開始

中小企業者等に対する保証付き融資のスピーディーな実行のサポートやペーパーレス化への対応、書類紛失防止、書類管理コストの軽減等を図るため、令和7年2月3日保証決定日より信用保証書等の電子交付の取扱いを開始しました。



3月

● 「協調支援型特別保証制度」、 「事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度」を創設

令和7年3月14日、①民間金融機関のプロパー融資と保証付き融資を組み合わせることなどにより金融仲介機能の一層の強化を図り、経営の安定や本業の発展など多岐にわたる経営課題解決への取り組みに資することを目的とした「協調支援型特別保証制度」、②事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者の資金調達支援により、事業再生の着実な進捗と活力の再生を図ることを目的とした「事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度」を創設しました。

協調支援型特別保証は、取扱期間は3年間で、保証申込日に応じて保証料の一部（初年度2分の1相当、次年度3分の1相当、最終年度4分の1相当）が国によって補助されます。

事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度は、事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度の後継制度として、保証料の一部（0.5～0.9%）が国によって補助されます。

令和7年度経営計画

● 重点課題

1. 保証部門

(1) 金融機関や自治体等との緊密な連携

協会自らが中小企業経営者との面談等により信頼関係を構築することに加えて、金融機関と日常的に中小企業者等の経営状況や事業の特性、取引方針や各種支援の方向性等について目線を合わせ、情報の共有を図る。

自治体や商工団体等についても、本部及び現課を通して定期的に情報共有や意見交換を行い、地域の活性化支援に貢献する。また、国や自治体等の中小企業支援策に則した保証制度創設や拡充の働きかけ及び保証推進に努める。

これら緊密な連携により、県内中小企業者等の事業継続支援及び地域経済の持続的な発展に寄与する。

(2) 企業のライフステージに応じた各種保証制度の利用促進及び継続的な資金繰り支援

創業時においては、「創業関連保証」等の創業者に有効な保証制度の活用を引き続き推進するほか、『創業支援チーム』を中心として関係機関や自治体等が主催するセミナーへの参加により、保証制度と併せて創業時における経営相談など当協会の取り組みを紹介することで創業機運の醸成に貢献する。

また、経営・再生支援が必要な先には、本業支援と併せて事業計画の実施に必要な資金についても積極的に支援する。

企業のライフステージや経営状況等に応じた多様な資金需要に対して最大限応えるため、プロパー融資も組み合わせた「協調支援型特別保証制度」等を活用の上、適切に役割分担を図りながら中小企業者等の資金繰り支援に万全を期す。

(3) 経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取り組みの促進

「経営者保証ガイドライン」の趣旨を踏まえ、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けて経営者保証を不要とする取り組みを推進する。

具体的には、中小企業者等及び金融機関の双方に対して、信用保証制度における経営者保証を不要とする取り扱いについて適切に説明・周知した上で、保証料の上乗せにより経営者保証の機能を代替する手法を活用した各種保証制度の積極的な利用を促進する。

また、経営者保証の契約時のみならず、経営者等の変更を伴うM&A・事業承継時や保証履行時等においても、金融機関や関係機関と連携の上、同様に適切な対応を行っていく。

2. 期中管理・経営支援部門

(1) 経営支援・再生支援の充実、強化

協会メイン先のうち、業況悪化の兆候が表れている先を主な対象として、金融機関と連携の上、当協会が主体となって経営支援に取り組む。

具体的には、国の補助事業である経営支援強化促進事業を

活用して、中小企業者等の経営状況の把握や経営課題の解決提案等を行い、中小企業者等に寄り添った支援に取り組む。

なお、効果的な経営支援を実施するため、経営支援の取り組みに関する効果を引き続き検証（※）し、検証結果を活かした支援策へブラッシュアップを図る。

（※）定量的な効果検証の指標としてローカルベンチマークの総合評点を採用する。法人を対象に、経営支援実施後、最初に到来する決算期の翌年から3か年を検証期間として測定し、経営支援実施先のうち改善先の割合目標を40%に設定する。

また、中小企業者等の様々な経営課題の解決に向けて、愛媛県よろず支援拠点をはじめとした支援機関と連携・協力体制を強化し支援に取り組む。とりわけ事業承継については、愛媛県は後継者不在率が6割を超え、全国平均を上回る状態が続いていることから、後継者難倒産を抑制するため、事業承継の問題を抱える中小企業者等に対し、愛媛県事業承継・引継ぎ支援センターと連携の上、早期着手に努める。

事業再生局面においては、中小企業者等の意欲や経営状況等を勘案の上、金融機関や愛媛県中小企業活性化協議会等と連携し、リスケジュールのほか、求償権放棄や不等価譲渡、第二会社方式等による再生手法を柔軟に検討するとともに、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」についても、趣旨を踏まえ適切に対応していく。

(2) 適切な期中管理の推進

協会メイン先を中心に、金融機関と連携の上、中小企業者等の経営状況の把握を行い、その状況に変化の兆候があった場合は早めに対応を促すなど、中小企業者等の実情に応じて必要な支援を検討し取り組む。特に、初めて返済緩和を実施する先や返済緩和を実施して間もない先については、経営・再生支援の必要性を金融機関と目線合わせをした上で検討し、その必要があると判断した場合は愛媛県中小企業活性化協議会に事前相談するなど、当協会が主体となって支援を行う。

なお、返済緩和先のうち、業況改善が認められる先については、金融機関と支援方針を確認の上、借換による正常化に取り組むなど適切な管理・支援を行っていく。

3. 回収部門

(1) 回収初動対応の徹底

リスケ先や延滞先のうち代位弁済予見先への期中管理を強化し、金融機関との情報共有による債務者・関係者の現況把握に努め、代位弁済時から回収交渉が速やかに行えるよう回収方針の早期立案と早期着手に取り組む。

また、担保不動産の処分や資産の差押えなど実情を踏まえた効果的な回収となるよう初動対応の徹底を図る。

(2) 管理コストを考慮した効率的な管理回収の実施

求償権関係人の現況把握に努め、完済見込みのない定期弁済先や担保処分が進んでいない求償権については管理コストを考慮した回収方針への転換を進め、効率的な回収を図る。

また回収不能と判断する求償権については、速やかに管理事務停止・求償権整理の手続きを行い、限られた人員と時間を回収可能な求償権に集中させる。

(3)債務者等の実情に即した回収の最大化と再チャレンジ支援等への取組み

代位弁済後も事業を継続しながら誠実な返済を進めている先には、求償権消滅保証などを活用した事業再生・再チャレンジ支援を検討する。また、関係者の定期的な調査による回収方針の見直しを行い、損害金軽減による一括弁済、一部弁済による連帯保証債務免除など、実情に即した柔軟な対応により回収の最大化を図る。

4. その他間接部門

(1)人材への積極的な投資

全国信用保証協会連合会主催の階層別・課題別研修に参加し、専門的知識の習得を図るとともに、業務関連資格の取得や通信教育講座の受講を推奨・支援することにより職員個々の人材開発の後押しを行い、更なるスキルアップを図る。併せて、協会内中小企業診断士による内部研修や経営支援の現場への帯同等によるOJTを通じて将来を担う経営支援人材の育成に努める。

(2)職場環境と業務体制の整備

職場内のコミュニケーションの活性化と業務プロセスの見直しによる効率化に取り組み、職員が新たなことにチャレンジする環境を整備するとともに、所定外労働時間の縮減や育児休業・年次有給休暇の取得促進などワークライフバランスに配慮したメリハリのある働き方を推進する。加えて、新規採用職員がスムーズに職場に馴染めるよう、先輩職員が新規採用職員の成長や精神面をサポートする「サポーター制度」を導入する。

また、中小企業者等への支援をより効果的・効率的に行うため、事務の本部集中や支所のあり方について検討していく。

(3)基幹システムの安定運用と業務のデジタル化推進

保証協会システムセンターならびに関係機関と連携して基幹システムの安定運用に万全の体制で取り組んでいくとともに、信用保証協会電子受付システム及び電子保証書の利用を推進し、保証審査のリードタイム短縮等の利便性向上を図る。また、信用保証業務の電子化に加えて、クラウドサービスを利用した金融機関からの事前相談のオンライン化やCRMシステムの構築等、業務のデジタル化についての協議を進めていく。

(4)効果的な広報活動の実施

協会の各種支援メニューや取組実績等をホームページやLINE等で効果的に情報発信するとともに、金融機関や関係機関に対しては、情報提供システム（IPS）を積極活用し、鮮度の高い情報をタイムリーに発信する。

また、外部機関が発刊する広報誌や県内プロスポーツチームの主催試合での広告掲載等による認知度向上に努め、保証制度や当協会の取組みについて周知・浸透を図る。

(5)リスク管理の強化

令和6年度に制定した事業継続計画（BCP）が大規模自然災害などの緊急事態に機能できるよう随時点検・整備をするとともに、教育・訓練を適宜実施し、役職員への定着を図る。加えて、デジタル化の進展に伴う情報セキュリティ対策を徹底するとともに、情報セキュリティに対する役職員の意識向上に取り組む。

(6)コンプライアンスの徹底

社会的責任と公共的使命を果たすため、コンプライアンス・プログラムに則った研修等を実施し、併せてコンプライアンス委員及びコンプライアンス担当者を通じた啓蒙活動により、役職員におけるコンプライアンス意識の醸成を図っていく。

また、反社会的勢力に対しては、不当要求行為等防止対策委員会を中心に対応するとともに、弁護士、暴追センター等関係機関とも連携し、組織一丸となって関係遮断に努める。

業務計画

(単位：百万円、%)

| 区分 | 金額 | 前年度実績比 |
|--------|---------|--------|
| 保証承諾 | 50,000 | 68.6 |
| 保証債務残高 | 317,000 | 93.7 |
| 代位弁済 | 4,000 | 119.5 |
| 実際回収 | 500 | 77.1 |

(単位：百万円)

| 基本財産 | 年度末残高 |
|-------|--------|
| 基金 | 3,571 |
| 基金準備金 | 11,585 |
| 合計 | 15,156 |

収支計画

(単位：百万円)

| 支出の部 | | 収入の部 | |
|---------------|--------------|---------------------|--------------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 経常支出 | | 経常収入 | |
| 業務費 | 1,166 | 保証料 | 2,979 |
| 借入金利息 | 0 | 運用資産収入 | 187 |
| 信用保険料 | 1,479 | 責任共有負担金 | 338 |
| 責任共有負担金納付金 | 0 | その他 | 35 |
| 雑支出 | 2 | | |
| 計 | 2,647 | 計 | 3,539 |
| 経常外支出 | | 経常外収入 | |
| 求償権償却 | 3,658 | 償却求償権回収金 | 69 |
| 責任準備金繰入 | 1,998 | 責任準備金戻入 | 2,125 |
| 求償権償却準備金繰入 | 306 | 求償権償却準備金戻入 | 254 |
| その他 | 11 | 求償権補填金戻入 | 3,219 |
| | | その他 | 0 |
| 計 | 5,973 | 計 | 5,667 |
| | | 制度改革促進基金取崩額 | 0 |
| 当期収支差額 | 586 | 収支差額変動準備金取崩額 | 0 |
| 合計 | 9,206 | 合計 | 9,206 |

貸借対照表

(令和7年3月31日現在 単位：千円、%)

| 科 目 | 借 方 | | | 科 目 | 貸 方 | | |
|----------|-------------|-------------|-------|---------------|-------------|-------------|-------|
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 対前年度比 | | 令和5年度 | 令和6年度 | 対前年度比 |
| 現金 | 917 | 559 | 61.0 | 基本財産 | 14,341,834 | 14,892,562 | 103.8 |
| 現金 | 917 | 559 | 61.0 | 基金 | 3,571,536 | 3,571,536 | 100.0 |
| 小切手 | 0 | 0 | - | 基金準備金 | 10,770,297 | 11,321,025 | 105.1 |
| 預け金 | 7,477,478 | 6,515,822 | 87.1 | 制度改革促進基金 | 0 | 0 | - |
| 当座預金 | 0 | 0 | - | 収支差額変動準備金 | 4,011,003 | 4,561,003 | 113.7 |
| 普通預金 | 5,242,439 | 4,670,707 | 89.1 | その他有価証券評価差額金 | -907,591 | -2,051,146 | - |
| 通知預金 | 0 | 0 | - | 責任準備金 | 2,167,725 | 2,141,680 | 98.8 |
| 定期預金 | 2,235,000 | 1,845,000 | 82.6 | 求償権償却準備金 | 128,833 | 260,555 | 202.2 |
| 郵便貯金 | 39 | 115 | 295.4 | 退職給与引当金 | 549,203 | 597,991 | 108.9 |
| 金銭信託 | 2,500,000 | 3,000,000 | 120.0 | 損失補償金 | 0 | 0 | - |
| 有価証券 | 18,430,487 | 18,277,145 | 99.2 | 保証債務 | 340,115,263 | 338,394,050 | 99.5 |
| 国債 | 0 | 0 | - | 求償権補填金 | 0 | 0 | - |
| 地方債 | 7,348,463 | 6,696,173 | 91.1 | 保険金 | 0 | 0 | - |
| 社債 | 11,073,731 | 11,574,288 | 104.5 | 損失補償補填金 | 0 | 0 | - |
| 株式 | 1,000 | 2,000 | 200.0 | 借入金 | 0 | 0 | - |
| 受益証券 | 0 | 0 | - | 長期借入金 | 0 | 0 | - |
| 新株予約権 | 0 | 0 | - | (うち日本政策金融公庫分) | 0 | 0 | - |
| ファンド出資 | 7,293 | 4,685 | 64.2 | 短期借入金 | 0 | 0 | - |
| 譲渡性預金 | 0 | 0 | - | (うち日本政策金融公庫分) | 0 | 0 | - |
| その他 | 0 | 0 | - | 収支差額変動準備金造成資金 | 0 | 0 | - |
| 動産・不動産 | 1,264,872 | 1,228,359 | 97.1 | 雑勘定 | 10,638,235 | 10,418,551 | 97.9 |
| 事業用不動産 | 1,211,681 | 1,190,122 | 98.2 | 仮受金 | 436,181 | 33,574 | 7.7 |
| 事業用動産 | 53,190 | 38,236 | 71.9 | 保険納付金 | 17,095 | 10,662 | 62.4 |
| 所有動産・不動産 | 0 | 0 | - | 損失補償納付金 | 2,308 | 3,731 | 161.6 |
| 建設仮勘定 | 0 | 0 | - | 未経過保証料 | 10,179,175 | 10,368,673 | 101.9 |
| 損失補償金見返 | 0 | 0 | - | 未払保険料 | 1,863 | 902 | 48.4 |
| 保証債務見返 | 340,115,263 | 338,394,050 | 99.5 | 未払費用 | 1,612 | 1,009 | 62.6 |
| 求償権 | 475,261 | 943,126 | 198.4 | 有価証券未払金 | 0 | 0 | - |
| 譲受債権 | 0 | 0 | - | | | | |
| 雑勘定 | 780,226 | 856,184 | 109.7 | | | | |
| 仮払金 | 1,861 | 3,831 | 205.9 | | | | |
| 保証金 | 0 | 0 | - | | | | |
| 厚生基金 | 73,393 | 73,756 | 100.5 | | | | |
| 連合会勘定 | 2,149 | 2,325 | 108.2 | | | | |
| 未収利息 | 32,430 | 38,854 | 119.8 | | | | |
| 有価証券未収入金 | 0 | 0 | - | | | | |
| 未経過保険料 | 670,395 | 737,418 | 110.0 | | | | |
| 合 計 | 371,044,506 | 369,215,246 | 99.5 | 合 計 | 371,044,506 | 369,215,246 | 99.5 |

※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

令和6年度貸借対照表(図解)

借方



現金・預け金・金銭信託

保証の見返りとして12億円を各金融機関に預託しています。また、信託財産として30億円を預け、運用しています。

有価証券

社債・地方債等を保有し、運用しています。

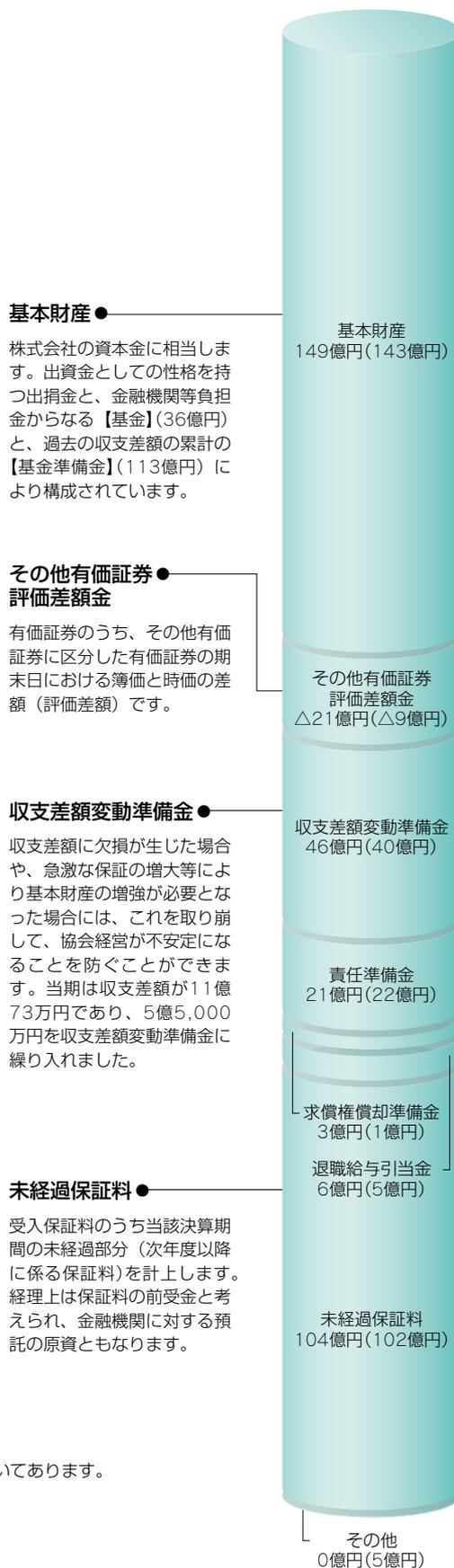
求償権

決算上の求償権とは、代位弁済累計額から既受領保険金等相当分を控除した額です。

未経過保険料

当年度中に支払った保険料のうち、翌事業年度に帰属する部分について計上しています。

貸方



基本財産

株式会社の資本金に相当します。出資金としての性格を持つ出捐金と、金融機関等負担金からなる【基金】(36億円)と、過去の収支差額の累計の【基金準備金】(113億円)により構成されています。

その他有価証券評価差額金

有価証券のうち、その他有価証券に区分した有価証券の期末における簿価と時価の差額(評価差額)です。

収支差額変動準備金

収支差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大等により基本財産の増強が必要となった場合には、これを取り崩して、協会経営が不安定になることを防ぐことができます。当期は収支差額が11億73万円であり、5億5,000万円を収支差額変動準備金に繰り入れました。

未経過保証料

受入保証料のうち当該決算期間の未経過部分(次年度以降に係る保証料)を計上します。経理上は保証料の前受金と考えられ、金融機関に対する預託の原資ともなります。

※()内は前期の数字

※保証債務見返(資産)と保証債務(負債)は同額のため、このグラフからは除いてあります。

※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。



収支計算書

(令和7年3月31日現在 単位：千円、%)

| 支 出 | | | | 収 入 | | | |
|--------------|-----------|-----------|-------|--------------|-----------|-----------|-------|
| 科 目 | 令和5年度 | 令和6年度 | 対前年度比 | 科 目 | 令和5年度 | 令和6年度 | 対前年度比 |
| 経常支出 | 2,520,324 | 2,346,305 | 93.1 | 経常収入 | 3,417,451 | 3,684,083 | 107.8 |
| 業務費 | 961,976 | 960,919 | 99.9 | 保証料 | 3,014,823 | 3,192,806 | 105.9 |
| 役職員給与 | 490,665 | 487,977 | 99.5 | 預け金利息 | 2,320 | 5,514 | 237.7 |
| 退職給与引当金繰入 | 46,684 | 54,644 | 117.1 | 有価証券利息・配当金 | 127,855 | 150,424 | 117.7 |
| その他人件費 | 124,748 | 116,418 | 93.3 | 調査料 | 0 | 0 | - |
| 旅費 | 9,065 | 4,959 | 54.7 | 延滞保証料 | 0 | 0 | - |
| 事務費 | 165,050 | 161,258 | 97.7 | 損害金 | 10,741 | 13,539 | 126.0 |
| 賃借料 | 34,757 | 33,195 | 95.5 | 事務補助金 | 29,239 | 14,540 | 49.7 |
| 動産・不動産償却 | 35,214 | 36,765 | 104.4 | 責任共有負担金 | 222,485 | 303,665 | 136.5 |
| 信用調査費 | 9,438 | 20,825 | 220.7 | 雑収入 | 9,989 | 3,595 | 36.0 |
| 債権管理費 | 4,497 | 5,068 | 112.7 | | | | |
| 指導普及費 | 17,089 | 14,481 | 84.7 | | | | |
| 負担金 | 24,769 | 25,330 | 102.3 | | | | |
| 借入金利息 | 0 | 0 | - | | | | |
| 信用保険料 | 1,463,555 | 1,379,963 | 94.3 | | | | |
| 責任共有負担金納付金 | 0 | 0 | - | | | | |
| 雑支出 | 94,793 | 5,423 | - | | | | |
| 経常収支差額 | 897,127 | 1,337,778 | 149.1 | | | | |
| 経常外支出 | 4,050,888 | 5,128,507 | 126.6 | 経常外収入 | 3,765,425 | 4,891,457 | 129.9 |
| 求償権償却 | 1,748,230 | 2,721,359 | 155.7 | 償却求償権回収金 | 79,056 | 61,339 | 77.6 |
| 譲受債権償却 | 0 | 0 | - | 責任準備金戻入 | 2,030,176 | 2,167,725 | 106.8 |
| 雑勘定償却 | 2,122 | 1,890 | 89.1 | 求償権償却準備金戻入 | 108,631 | 128,833 | 118.6 |
| 有価証券評価損 | 0 | 0 | - | 求償権補填金戻入 | 1,547,074 | 2,532,167 | 163.7 |
| 有価証券売却損 | 0 | 0 | - | 保険金 | 1,431,716 | 2,420,477 | 169.1 |
| 退職金 | 3,898 | 2,985 | 76.6 | 損失補償補填金 | 115,358 | 111,690 | 96.8 |
| 責任準備金繰入 | 2,167,725 | 2,141,680 | 98.8 | 有価証券評価益 | 0 | 0 | - |
| 求償権償却準備金繰入 | 128,833 | 260,555 | 202.2 | 有価証券売却益 | 0 | 0 | - |
| その他支出 | 80 | 39 | 49.4 | 補助金 | 0 | 0 | - |
| 経常外収支差額 | △ 285,462 | △ 237,050 | 83.0 | その他収入 | 489 | 1,393 | 285.1 |
| | | | | 制度改革促進基金取崩額 | 0 | 0 | - |
| | | | | 収支差額変動準備金取崩額 | 0 | 0 | - |
| 当期収支差額 | 611,665 | 1,100,728 | - | | | | |
| 収支差額変動準備金繰入額 | 305,000 | 550,000 | - | | | | |
| 基本財産繰入額 | 306,665 | 550,728 | - | | | | |

※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

令和6年度収支計算書(図解)

支出

信用保険料

公庫への信用保険料は1年分前払いですが、決算上では当該決算期間に対応する額を計上します。つまり(当期支払保険料+前期末未経過保険料+当期末未払保険料-前期末未払保険料-当期末未経過保険料)が計上されます。

責任共有負担金納付金

金融機関から納めていただいた責任共有負担金のうち、負担金方式に係る当該年度の平均保険てん補率(約8割)分の金額から同方式の支払保険料の20%相当額(保険料据置額)を控除した額を公庫に納付します。

これにより、負担金方式の場合でも、責任共有制度導入時に設計されたリスク負担割合(公庫64%、保証協会16%、金融機関20%)と実質的に同等となります。

求償権償却

年度末求償権のうち当年度中に受領した保険金・損失補償補てん金を原資として償却するもの(25億円)及び代位弁済後5年を経過したものと当協会の償却基準により特に回収困難と認められるもの(2億円)を合算した27億円を計上しています。

求償権償却準備金

求償権は、100%回収可能なものではないので、資産の健全性を保つ観点から求償権の回収不能額を見積もって一定の割合を積み立てます。洗替え方式を採用しているため、前期末に計上した求償権償却準備金の戻入(収入)が行われると同時に、求償権償却準備金の繰入(支出)が行われます。



収入

保証料

決算上の保証料は、受入保証料のうち当該決算期間に対応する額、つまり(前期末未経過保証料+当期受入保証料-当期末未経過保証料)が計上されます。

責任共有負担金

責任共有制度に基づき、負担金方式を選択した金融機関は、負担金方式に係る保証利用実績及び代弁等実績率に応じて算出された一定割合の負担金を協会へ納めていただきます。

責任準備金

景気変動等により代位弁済が著しく増加した場合に備え支払い資金として、保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています。洗替え方式を採用しており、前期末に計上した責任準備金の戻入(収入)が行われると同時に当期責任準備金の繰入(支出)が行われます。

求償権補填金

代位弁済により公庫から受領した保険金と連合会(国)、愛媛県等から受領した損失補償補填金からなっています。求償権補填金を期末に戻入処理をすることにより求償権の償却を行います。



※()内は前期の数字
※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。



財産目録

(令和7年3月31日現在 単位：千円、%)

| 資 産 | | | | 負 債 | | | |
|---------|-------------|-------------|-------|--------------|-------------|-------------|-------|
| 科 目 | 令和5年度 | 令和6年度 | 対前年度比 | 科 目 | 令和5年度 | 令和6年度 | 対前年度比 |
| 現金 | 917 | 559 | 61.0 | その他有価証券評価差額金 | -907,591 | -2,051,146 | - |
| 預け金 | 7,477,478 | 6,515,822 | 87.1 | 責任準備金 | 2,167,725 | 2,141,680 | 98.8 |
| 金銭信託 | 2,500,000 | 3,000,000 | 120.0 | 求償権償却準備金 | 128,833 | 260,555 | 202.2 |
| 有価証券 | 18,430,487 | 18,277,145 | 99.2 | 退職給与引当金 | 549,203 | 597,991 | 108.9 |
| 動産・不動産 | 1,264,872 | 1,228,359 | 97.1 | 損失補償金 | 0 | 0 | - |
| 損失補償金見返 | 0 | 0 | - | 保証債務 | 340,115,263 | 338,394,050 | 99.5 |
| 保証債務見返 | 340,115,263 | 338,394,050 | 99.5 | 求償権補填金 | 0 | 0 | - |
| 求償権 | 475,261 | 943,126 | 198.4 | 借入金 | 0 | 0 | - |
| 譲受債権 | 0 | 0 | - | 雑勘定 | 10,638,235 | 10,418,551 | 97.9 |
| 雑勘定 | 780,226 | 856,184 | 109.7 | | | | |
| 合 計 | 371,044,506 | 369,215,246 | 99.5 | 合 計 | 352,691,669 | 349,761,681 | 99.2 |
| | | | | 正味財産 | 18,352,837 | 19,453,565 | 106.0 |

※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

基本財産

● 基本財産とは

基本財産は、一般企業の資本金に相当するもので、信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保としての性格があります。このことから、当協会が引き受ける保証債務の最高限度額は、定款により基本財産の50倍と定められています。したがって、中小企業の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

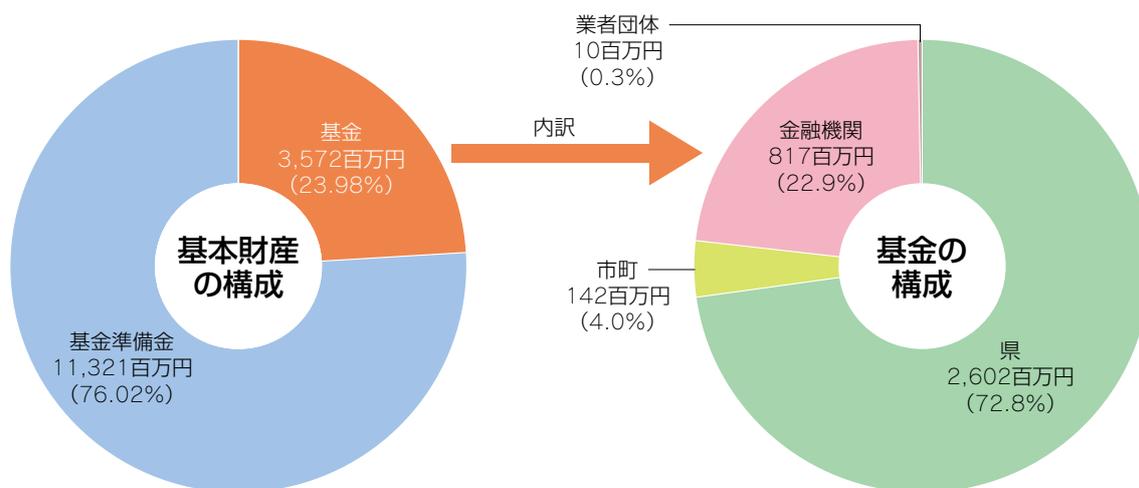
なお令和6年度は、保証債務残高3,384億円に対して、基本財産は149億円で、実際倍率は22.7倍となりました。

● 基本財産の構成

基本財産は、基金、基金準備金で構成されています。

- ①基金：県、市町から拠出いただいた出捐（しゅつえん）金と金融機関等負担金で構成されています。
- ②基金準備金：毎事業年度、決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れをした金額の累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

● 基本財産の内訳（令和7年3月31日現在）



（令和7年3月31日現在）

| | |
|--------------|-----------|
| 基本財産 | 14,893百万円 |
| ①基金 | 3,572百万円 |
| 地方公共団体出捐金 | 2,744百万円 |
| 金融機関等負担金・出捐金 | 828百万円 |
| ②基金準備金 | 11,321百万円 |

各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

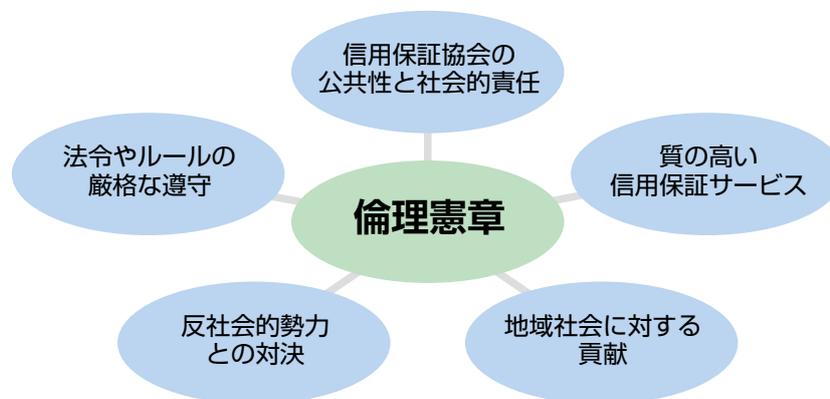
コンプライアンス態勢

当協会が「信用保証」を通じて中小企業金融の円滑化を図り、我が国中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献するという社会的使命を果たすためには、高い自己規律と社会からゆるぎない信頼の確立を図ることが不可欠です。

そのため、当協会では、以下の通り『愛媛県信用保証協会倫理憲章』を基本原則として定め、『具体的行動規範』に基づき、健全で透明性の高い業務運営に努めてまいります。

● 愛媛県信用保証協会倫理憲章

- ① 信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図る。
- ② 経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献する。
- ③ あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行する。
- ④ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。
- ⑤ 広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努める。



● 具体的行動規範

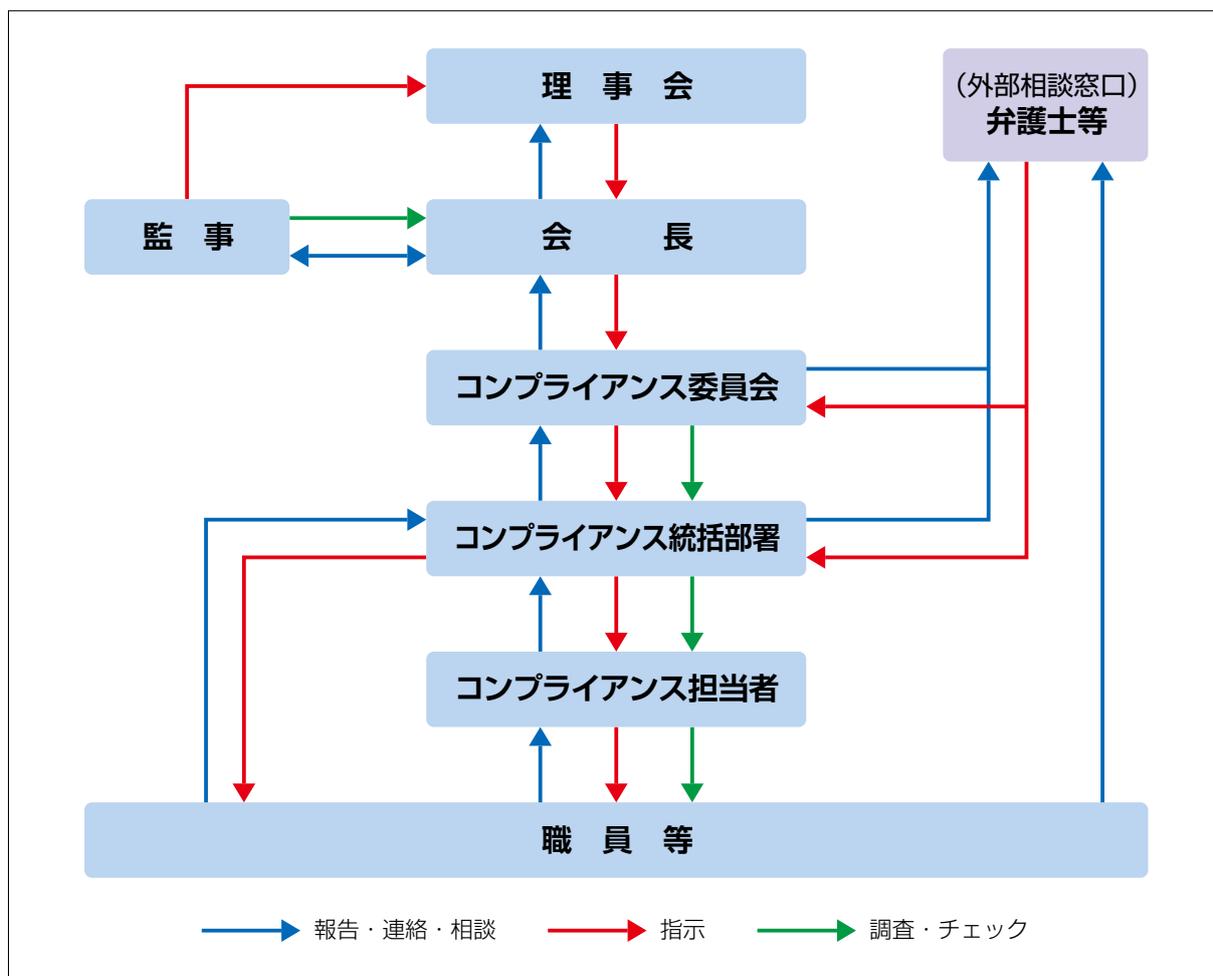
- ① 法令・ルール等の遵守
- ② 誠実な職務の遂行
- ③ 守秘義務の履行
- ④ 職務上の地位と関係者との付き合い
- ⑤ コンプライアンス関連事項への対応
- ⑥ 反社会的勢力(不当要求行為)との対決
- ⑦ 外部からの苦情・トラブルへの対応
- ⑧ 職場秩序の維持
- ⑨ 違反行為の報告
- ⑩ 懲罰

● コンプライアンスの取組

当協会では、全役職員がコンプライアンス及び関連マニュアル集を保有し、職員一人一人が法令等の遵守を常に心がける組織風土を醸成するとともに、法令等を遵守して業務を推進するため各種研修・啓蒙活動を行っています。

また、コンプライアンスを推進し、コンプライアンス態勢の確立、維持を図るため「コンプライアンス委員会」を設置し、毎年、具体的な行動計画を策定し、達成状況を的確に評価するため、「コンプライアンスプログラム」を策定し、実践に結びつけています。

● コンプライアンス組織体制図



● 反社会的勢力の排除、金融斡旋業者等第三者介入の排除

当協会では、「反社会的勢力については断固として保証を行わない」に努めています。

その姿勢を明確にするため、愛媛県信用保証協会倫理憲章で宣誓しているほか、平成17年7月からは信用保証委託契約書に反社会的勢力排除条項を追加するなど、更なる取組みの強化を図っています。

また、信用保証業務の公正、公平性を保つため、金融斡旋業者等第三者が介在する保証申込みも断りしています。

個人情報保護への取組

当協会では、個人情報の適切な取扱い、情報管理、漏洩事故防止などの社会的責務を果たすため、以下のとおり「個人情報保護宣言」を制定し、また、当協会が取得する個人情報について適切な保護と利用を図るため、関係法令等を遵守するとともに、信用保証業務の適切な運営の遂行のため個人情報保護に係る取扱い等について当協会ホームページまたはパンフレットにて公表しています。

● 個人情報保護宣言

愛媛県信用保証協会は信用保証協会法（昭和28.8.10法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

(1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

(2) 個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

(3) 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

(4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(5) 個人データの委託

- 当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

(6) 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は下記の当協会窓口に着用してある「保有個人データ」開示等申請書に所定の事項をご記入の上、ご本人確認書類を添付して当協会窓口にご持参（または郵送）ください。

(7) 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- (6)(7)の具体的な手続につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

(8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

(9) 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせは、次のとおり、松山事業部及び各支所にてお受けいたします。

| 受付窓口 | 住 所 | 電話番号 |
|-------|-----------------------------|--------------|
| 松山事業部 | 松山市千舟町3丁目3番地8（千舟町スクエアガーデン内） | 089-931-2118 |
| 新居浜支所 | 新居浜市一宮町2丁目4-8（商工会館内） | 0897-33-8282 |
| 今治支所 | 今治市旭町2丁目3-20（商工会議所ビル内） | 0898-23-0170 |
| 八幡浜支所 | 八幡浜市1590-22（商工会館内） | 0894-22-2003 |
| 宇和島支所 | 宇和島市中央町1丁目9-10（愛媛新聞ビル内） | 0895-22-6556 |

役員構成

(令和7年6月6日現在)

| | | |
|---------|---------|----------------|
| 会 長 | 田 中 英 樹 | 常勤 |
| 専 務 理 事 | 佐 伯 隆 | 常勤 |
| 常 務 理 事 | 井 手 正 一 | 常勤 |
| 常 勤 理 事 | 中 野 一 郎 | 常勤 |
| 理 事 | 菅 家 一 夫 | 愛媛県市長会会長 |
| 理 事 | 高 門 清 彦 | 愛媛県町村会会長 |
| 理 事 | 高 橋 祐 二 | 松山商工会議所会頭 |
| 理 事 | 星 加 隆 夫 | 西条商工会議所会頭 |
| 理 事 | 有 間 義 恒 | 宇和島商工会議所会頭 |
| 理 事 | 渡 部 英 志 | 愛媛県商工会連合会会長 |
| 理 事 | 服 部 正 | 愛媛県中小企業団体中央会会長 |
| 理 事 | 三 好 賢 治 | 伊予銀行頭取 |
| 理 事 | 西 川 義 教 | 愛媛銀行頭取 |
| 理 事 | 八 石 玉 秀 | 愛媛信用金庫理事長 |
| 理 事 | 松 尾 昭 宏 | 商工組合中央金庫松山支店長 |
| 監 事 | 谷 岡 史 喜 | 常勤 |
| 監 事 | 城 戸 猪喜夫 | 大洲商工会議所会頭 |
| 監 事 | 山 邊 彰 三 | 公認会計士 |



ネットワーク

■ 県内ネットワーク

当協会は本所と4つの支所を設置し、各地域の特性に応じた保証業務を展開しています。

本所

〒790-8651
松山市千舟町3丁目3番地8 千舟町スクエアガーデン7~9階
〈総務部〉
総務課 TEL 089-931-2111(代) FAX 089-931-2107
電算課 TEL 089-931-2115 FAX 089-931-2170
〈業務統括部〉
保証企画課 TEL 089-931-2119 FAX 089-931-1026
企業支援課 TEL 089-931-2114 FAX 089-931-1026
審査課 TEL 089-931-2114 FAX 089-931-1026
〈債権管理部〉
管理課 TEL 089-931-2128 FAX 089-931-2129
代位弁済課 TEL 089-931-2117 FAX 089-931-2129
〈監査室〉 TEL 089-931-2180 FAX 089-931-2129

〈松山事業部〉

保証課・保証事務課 TEL 089-931-2118
FAX 089-931-2174

業務区域 松山市・東温市・伊予市・
久万高原町・砥部町・松前町



今治支所

〒794-0042
今治市旭町2丁目3番地20
今治商工会議所ビル5階
TEL 0898-23-0170
FAX 0898-23-0758

業務区域 今治市・上島町



新居浜支所

〒792-0025
新居浜市一宮町2丁目4番8号
新居浜商工会館2階
TEL 0897-33-8282
FAX 0897-33-8284

業務区域 新居浜市・西条市・
四国中央市



宇和島支所

〒798-0040
宇和島市中央町1丁目9番10号
愛媛新聞ビル5階
TEL 0895-22-6556
FAX 0895-22-6583

業務区域 宇和島市・鬼北町・
松野町・愛南町



八幡浜支所

〒796-8691
八幡浜市1590番地22
八幡浜商工会館4階
TEL 0894-22-2003
FAX 0894-22-3137

業務区域 八幡浜市・大洲市・
西予市・内子町・伊方町

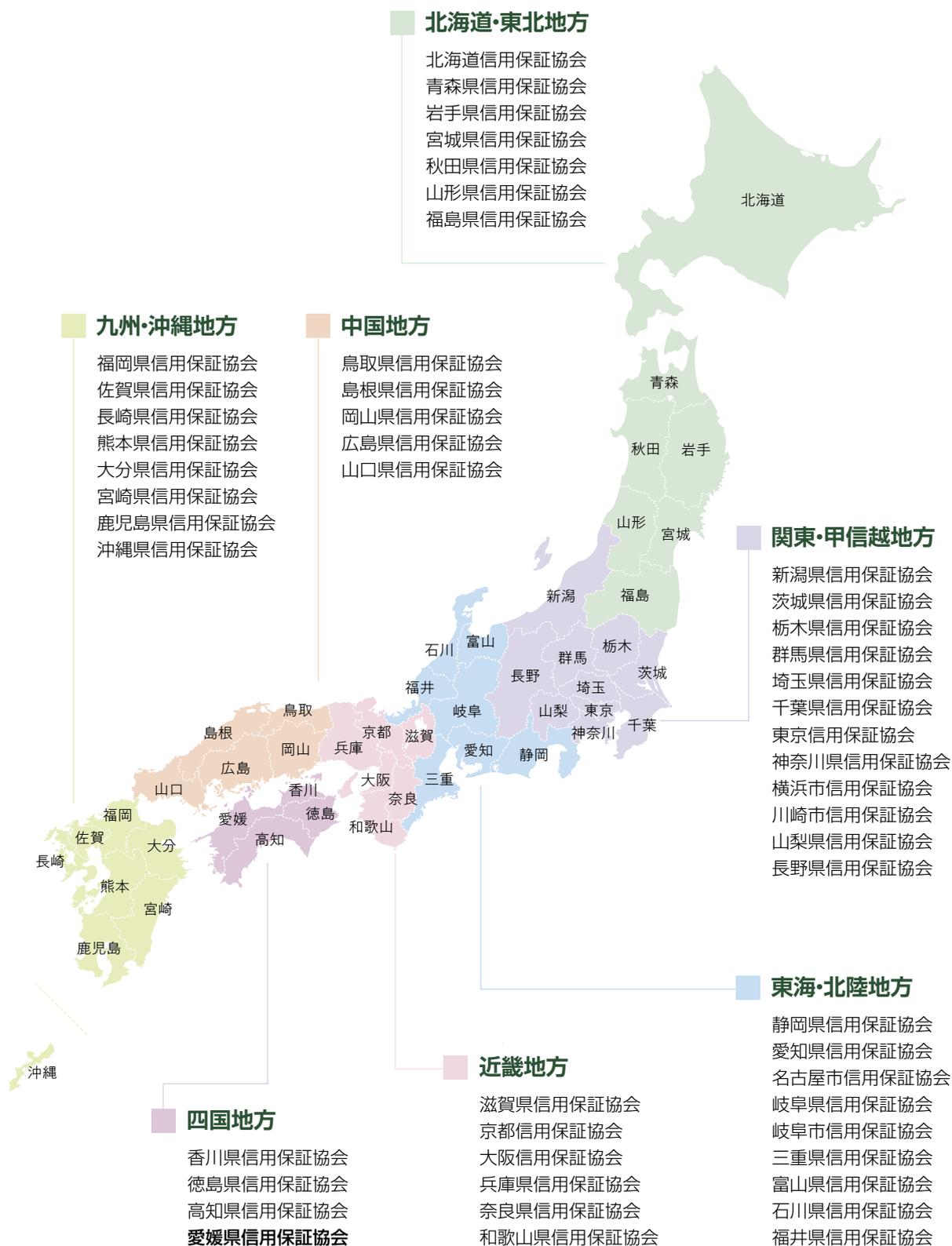


愛媛県信用保証協会
EHIME GUARANTEE

■ 全国ネットワーク

信用保証協会は各都道府県および4市に計51の協会が設置されています。

全国の信用保証協会の保証債務残高は約34兆円（令和6年度末）、信用保証協会を利用している中小企業は約148万企業におよんでいます。





愛媛県信用保証協会
EHIME GUARANTEE

